

平成28年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年3月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年3月7日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局次長	吉永 龍也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成28年 3月 7日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、議案の訂正の申し出がっております。議案第 6 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、説明を求めます。

町長（堀見和道君）

おはようございます。議案の訂正につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案を修正する必要が生じたことを、深くおわびを申し上げます。

議案第 6 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、訂正の御説明をさせていただきます。補正予算書の 6 ページ、6 ページをごらんください。

6 ページの第 2 表、繰越明許費、9 款教育費につきまして、尾川小中学校の非構造部材耐震化工事について、小学校分と中学校分を一括して契約しておりましたが、小学校に係る事業費と中学校に係る事業費の案分の比率が誤っておりました。また、当初の入札で不落となり設計を変更した佐川小学校と斗賀野小学校の耐震化事業につきましては、確認漏れ及び照合不足により変更内容を繰越額に反映できておりませんでした。まことに申しわけございません。

以上の理由により、繰越明許費、9 款教育費について訂正が生じることとなり、2 項小学校費の小学校耐震化事業の金額を 1 億 5,573 万 5 千円から 1 億 8,572 万 2 千円に訂正。同じく 3 項中学校費の中学校耐震化事業の金額を 443 万 2 千円から 827 万 8 千円に訂正。これらの訂正に伴い、合計した計の金額を、8 億 7,790 万 1 千円から 9 億 1,173 万 4 千円に訂正させていただきたく御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり許可することに決定しました。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も 3 点にわたり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

1 点目に、国土強靱化地域計画の策定について、お伺いをいたします。

2011 年 3 月 11 日、2 時 46 分に発生をし、日本での観測史上未曾有の大地震となり、地震と津波による甚大な被害を残しました東日本大震災より、この 11 日で 5 年を迎えようとしております。ここに改めて犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意をあらわすとともに、今なお避難を余儀なくされておられる被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。この大震災以降、全国各地で防災への取り組みが再認識をされ、この震災を大きな教訓としてさまざまな取り組みがされてまいりました。その中で、いかに災害に強い町をつくるのか、という取り組みも大きな課題の 1 つとされてまいりました。

そういった中、東日本大震災の教訓を機に、防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成 25 年 12 月 4 日に成立し、その後、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるための政策大綱が決定し、防災・減災の取り組みが本格的にスタートいたしました。

政策大綱では、人命の保護、国家の重要機能維持、国民の財産、公共施設の被害最小化、迅速な復旧復興、この 4 点を基本目標として想定し、住宅密集地での大規模火災や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめております。

政策大綱をもとに、より詳細な国土強靱化基本計画を平成 26 年 6 月に策定されるとともに、国土強靱化アクションプラン 2014 を決定され、都道府県・市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援、地域計画のガイドラインの策定等も開始をされました。そして、昨年 6 月 16 日には、国土強靱化アクションプラン 2015 を決定されたところであります。

このアクションプランは、各種対策ごとに数値目標を設定をして

おります。住宅や建築物の耐震化率、橋梁の耐震補強完了率、社会的重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率、大企業及び中堅企業のBCPの策定割合、農道橋、農道トンネルを対象とした点検、診断の実施割合、信号機電源付加装置の整備台数、ごみ償却施設における災害時自立稼働率、また下水道による都市浸水対策達成率など、多岐にわたっております。このアクションプランは、毎年度策定されることとされ、プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用されます。

さらにこの第13条には、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」というふうにされております。

このように国は、基本計画とアクションプランの策定を受け、各都道府県及び市町村に、地域計画の策定を求めています。現在は、努力規定ではありますが、国や県と連携した本町の強靱化を進める上で、今後必ず必要になると考えております。

この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は、国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるため、国としては、平成27年1月に、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援について、というのを決定をしております。

具体的には、国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災・安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など32の関係府省庁所管の交付金・補助金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断において、一定程度配慮されることとなっております。

しかし、この国土強靱化地域計画の策定状況は、本年の1月7日現在で、都道府県については計画策定済みが13道府県、予定も含んだ計画策定中が32都府県であります。市町村においては、計画策定済みが9市区町、予定も含む計画策定中は24市町村にとどまっております。未だ多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できて

いない状況にあります。

この国土強靱化地域計画の策定については、今後も発生するであろう大規模自然災害等から町民の生命、財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、早急に策定・公表するべきではないかと考えております。そこでまず、本町におけるこの国土強靱化地域計画の策定について、現在の状況についてお伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。私からお答えをさせていただきます。議員もおっしゃられましたけれども、平成 25 年 12 月にですね、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法が公布、施行されました。そして翌年の 6 月には、国土強靱化に関する他の計画等の指針となります国土強靱化基本計画が閣議決定をされたところでございます。

これらは、南海トラフ地震などのいかなる災害等が発生しようとも、私たちの国土や経済、暮らしが致命的な損害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをあわせて持つ強靱な国づくりを、国と地域が一体となって推進する従来の防災の範囲を超えた広範で総合的な取り組みであるように認識をしております。

この基本法におきましては、第 4 条で、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することをその責務としてきてますとともに、議員も説明をしていただきました第 13 条では、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各自治体において国土強靱化地域計画を定めることができると規定をされました。これらを受けまして内閣府では、基本計画とともに策定いたしました国土強靱化アクションプラン、また国土強靱化地域計画策定ガイドラインをもとに、各自治体に対して国土強靱化地域計画の策定を求めているとしまして、昨年度から今年度にかけては、モデル自治体を募集しての策定状況の調査が実施されているところであります。

本町におきましては、国の基本計画が策定されてまだ日が浅いということもございまして、現在のところ地域計画の策定について検討ができていない状況でございます。

しかし、モデル自治体が策定した計画等もこれから出てくるよう

になっておりますし、それを参考にいたしながら今後検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

6 番（松浦隆起君）

今、総務課長からも答弁いただきましたが、この国土強靱化地域計画、先ほども申し上げましたが、モデル自治体が策定をしながら、今、徐々につくり始めているという段階で、こういったものをつくらいいかということ自体も、なかなかイメージができてないのではないかなあと思います。

この国土強靱化地域計画について、もう少し具体的に、どういった内容の計画なのかという点についてお話しをしたいと思います。昨年の6月に、内閣官房国土強靱化推進室より出されました国土強靱化地域計画策定ガイドラインに、このように書かれております。

地域強靱化計画とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるための計画です。そしてそれは、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに上位に位置づけられるものです。

地域強靱化計画を策定し、その中で、強靱化についての各種事業の重点化・優先順位づけを対外的に明らかにすることができれば、それを通して、外部からの協力等も得られやすくなり、より効果的かつ円滑に、それらの諸事情を進めていくことができるようになるという大きなメリットがあります。そして何より、地域が強靱化されれば、地域住民の生命と財産が守られるとともに、地域の持続的な成長が促されていくというのが、地方公共団体にとって最大のメリットです、と。

また、このようにも書かれております。

防災は、基本的には、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、各災害に共通する対策編を設けつつ、地震災害対策編、津波災害対策編など、リスクごとに計画が立てられております。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処をまとめるものではありません。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするもの

です。と言われております。

そして具体的な目標として、8項目が挙げられております。大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

3点目が、大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。4点目が、必要不可欠な情報通信機能は確保する。5点目が、大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。6点目が、大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。7点目が、制御不能な二次災害を発生させない。最後8点目が、大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備をするというものであります。

今申し上げましたように、一見、この強靱化と聞けば、ハード面の整備だけを想定しがちですけれども、それだけではなくて、さまざま多岐にわたる計画となっております。

ただ、私も最初少し、この強靱化という地域計画のイメージが湧きませんでしたので、実際に計画を策定をしている、先ほど総務課長も言いましたモデル指定自治体、その自治体の例を勉強をしました。

三重県の南伊勢町というところは、モデル自治体として先行して昨年の10月に策定をし、公表をしております。この町は、人口が約1万3,800人で、本町とほぼ人口的には同じ規模の自治体であります。取り組みに当たって、まず南伊勢町国土強靱化地域計画策定委員会というものを立ち上げ、その中でつくり上げていったようであります。

計画の内容を何点か申し上げますと、例えば、復興に向けて早く職場復帰できるよう、若者が働く職場、仕組みを構築する。また農林水産業におけるブランド品生産等の仕組みを確立することによって、万が一被災をしたときに、その被災後、復興に向けてブランド品をストックとして利用することができるようにするなど、具体的な内容を見ていきますと、この強靱化というものを目標としながら取り組むことによって、結果として住民の人たちが安心していつまでも住み続けられる町、それは、単に災害に強い町ということにはおさまらず、地域の経済、教育、福祉など、幅広い分野にわたって

のまちづくりにつながるということであります。

冒頭に申し上げましたこの計画が全ての計画の上位に位置するという意味が、実際にこの計画書を読んでみて、よく私もわかりました。そして実際に策定されている計画を読んでみて、今、この計画というものはつくるべきだなあという実感を強くしております。

この南伊勢町の計画を見てみますと、本町でも取り組んでいることは数多くございます。ただ本町は、それが、各担当課がそれぞれ取り組んでいただいております、せっかく取り組んでいることが点の状態になっているようにも見えます。それを、しっかりと町全体の全体感に立って計画をつくり、全体的な視点を持って取り組むことによって線になり、大きなまちづくりの1つになるというふうに思います。

その意味からも、この計画策定、先ほど、これからということでしたが、今の私の話を聞いて、今一度、どのようにやっていくのか、具体的に、この南伊勢町でなくてもいいですが、実際につくっておられるこの計画書を見られたことがあるか。見ていただくと、概要版を私もちょうとプリントアウトして、本冊もダウンロードしましたけども、この概要版、南伊勢町地域強靱化計画と。この概要版を見るだけでも、今回新たにつくられた本町の総合計画、それと非常に関係をしてくる、町の形というものが。これはもっと多くの町で本腰を入れてつくるべき計画だなという実感を持っておりますので、こういうものを見られた上で、再度検討していただきたいと思いますが。総合的にもう一度答弁をいただければと思います。

総務課長（横山覚君）

お答え申し上げます。個別計画、その地域計画についても、つぶさに承知をしておらないところでございますが、基本的に、強靱な地域社会をつくるという中ではですね、先ほど、議員がおっしゃられましたとおり、個別の災害対策それから個別の振興計画じゃなくてですね、その上にあります確かに傘というふうな表現をされてます。アンブレラの計画だよという話は認識をしております。まさに、持続的に社会が続いていくというふうな地域を形成するためには、非常に大切な計画だというふうに思ってます。

ただ先ほども申し上げましたが、ちょっと勉強のほうが少ないこともございまして、今調べてみますと、内閣官房のほうとかですね、いろいろ研修の施策もあるようでございますので、そちらもで

すね、ちょっと研究をさしていただいて勉強をしながらですね、なるべく早く取り組むようにさしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

6 番（松浦隆起君）

そうしますと、基本的にはつくる方向で今後研究していきたいというように受け取りましたが、一番の旗振りには町長ですので、町長の所感も最後にお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

松浦議員のおっしゃるように、大変重要な地域計画だというふうに認識をしております。高知県の場合は、県が計画を策定をして、その計画のもとに、いろいろ市町村に対しても取り組みをうながしているところでもあります。

また佐川町では独自に、災害に強い町をつくっていかうということで、住民の皆さんの意識も、自分の命は自分で守るということを基本にしながら、隣近所で助け合う、地域で助け合う。つながって、地域がつながりを持って、強い、防災に強い町をつくっていかうということで取り組みをしております。

その中で、住宅の耐震診断をもっと積極的に取り組もうよという自治会が出てきたりですね、それぞれの意識が変わってきてるんじゃないかなあ、それに対して行政としてやるべきことをしっかりやれてるんじゃないかなあと。点での取り組みでしかなってないというふうに思われるところもあるかもしれませんが、少しずつ面に、確実になってきてるのではないかなあと。役場の中でも、横の連携が、この災害、安心・安全については、かなりできてきてるのではないかなあというふうに思っております。

この計画が全ての計画の上位に位置するというお話もありましたが、町にとって総合計画というのはやはりとても大切な計画になっておりますので、やっと総合計画ができたところでもあります。ですから、28年度に少し検討して、29年度中には、この計画が地域計画、国土強靱化の地域計画ができるような取り組みにしていきたいというふうに、今思っております。

28年度1年間しっかり準備をして勉強して、29年度に住民の皆さんにも参加をいただいて、策定委員を構えてですね、委員会を構え

て 29 年度中には何とか計画できるように進めていきたいなというふうを考えておりますので、ぜひ、松浦議員にもいろいろ御提言をいただきまして、すばらしいものができればというふうに思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

6 番（松浦隆起君）

今、町長から総合計画という話もありましたが、この南伊勢町のこの計画、本冊も読みましたが、非常に町の総合計画と重なるというか、単に、災害に対して強いというだけではなくて、非常につながるところがあるので、今後つくるときに、今、やっとでき上がった総合計画と当然整合性も持たしていく、非常に難しい部分もあると思いますので、職員の方には御苦労かけるとは思いますが、この計画は災害というものにやられたときに、いかにそのダメージを少なくして、そしていかに早く立ち上がることができるか、その体力を日ごろからいろんな面で、建物も人も、経済的なことも、つけていこうという計画ですので、今、町長から計画的な今後のお話もいただきましたので、ぜひお願いをしたいということで、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2 点目の質問に移らせていただきます。

子育て支援対策について、お伺いをいたします。

この定例会におきまして、子育て支援対策、またいわゆる少子化対策というものにつきましては、これまでもさまざまな角度から質問をさせていただいております。現在、本町も含め日本全体が超高齢化社会へと加速度を上げて進んでおります。そういった現状を踏まえれば、少子化対策・子育て支援対策は最優先課題であります。子育て支援対策の重要性については、これまで、質問の中で何度かお話をさせていただいておりますので、改めて言うまでもありませんが、1 つでも多くの支援策を実現をし、こどもを産み育てやすい町にしていくことが、本町の未来を開き、つくることにつながっていくと考えております。

そういった意味からいえば、本町の子育て支援策は、この年々、充実をしてきているというふうに感じておりますし、新たに今、取り組み始めておりますファミリーサポートセンター事業、また病後児保育など、堀見町政においても、子育て支援は、本町の施策の重要な取り組みの 1 つと位置づけをしていただいております。そうい

った中で、さらにもう一步進めていただければという観点から、今回質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、本町の子育て支援策は、さまざまな取り組みをしていただいているところでもあります。その中で、強いて言えば、産前産後この取り組みの部分を、もう少し広げていただければというふうに思っております。そういった取り組みが本日質問させていただきます子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラと呼ばれているものであります。

このネウボラとは、フィンランドの子育て支援制度で、フィンランド語でアドバイスする場所という意味だそうでありまして、妊娠から出産、就学前まで総合的に切れ目なくワンストップで子育てを支援する制度であります。フィンランドでは、ネウボラおばさんとして親しまれる保健師の方が常駐をし、親の9割が気軽に子育て相談している場所として、このネウボラは定着をしております。今、日本において、子育て世代包括支援センター、いわゆるこのネウボラが全国展開をされており、昨年の11月の時点で、約140の市町村で整備がされており、国は5年後までには全国設置を目指したいというふうに考えているようであります。

この日本版ネウボラは、母子健康手帳の交付から育児学級への参加促進まで別々に行う子育て支援を集約し、保健師の方が集約化した支援を、発育段階を踏まえ、支援センターで切れ目なく受けられるよう調整をするものであります。

埼玉県和光市のわこう版ネウボラというものでは、一人一人の子供とその家庭状況に合わせたオーダーメイド子育て支援というものをめざしております。こうした支援ができるのは、母子健康手帳を地域の子育て支援センターで受け取れるようにし、手帳交付の段階で、妊娠と育児の不安まで意見交換できるようにしているからであります。何でも相談できる雰囲気をつくり、出産前後にかかわる課題が起きても見逃さない体制を構築をしております。その上で、市と支援センター職員、医師などが連携する会議で、聞き取った情報などをもとに必要な支援策を個別に策定し、個別支援は詳細に必要性を検討するため、結果的に経費の無駄削減にもなっているということであります。

また別の自治体では、この子育て世代包括支援センターで、2人の専任の保健師、母子保健コーディネーターが対応し、関係機関と

連携しながら、必要なときに必要な母子保健サービスが受けられるようコーディネートをしております。

ここでは、1人の保健師が1人の妊産婦らに継続してかかわっており、母子保健手帳の交付を、妊婦と職員が初めて出会うとても大事な場というふうに重視をし、妊婦全員に面接アンケートを行い、健康状態や飲酒、喫煙の有無のほか、妊娠を知ったときの本人や夫の気持ち、また夫の暴力の有無、家庭状況などを詳しく聞いております。そして、アンケート結果から全妊婦の支援台帳を作成し、母子保健管理システムでデータを管理。台帳には、その後の計画が時系列でわかるよう、妊娠から3歳までの母子の健診記録なども随時入力し、必要に応じて支援に活用をしております。

さらに、心身不調や家族関係などで重い悩みを持つ妊婦の方には、本人の意思を確認した上で、支援プランを作成。これは、いわば介護保険のケアプランのように個人の事情に応じたオーダーメイドで関係機関と協議してつくっており、プランに沿って母子保健サービスの実施状況や効果を評価、必要に応じて見直しもしながら、きめ細かい支援につなげております。また、若年妊娠で周囲の支援がない妊婦には親代わりとなって面倒を見たり、双方の家族を集めて話し合いをコーディネートしたりすることなども行い、安心して出産できるよう徹底して寄り添っているということでもあります。

また、実務面で少し申し上げますと、この事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の1つである利用者支援事業というものを実施をしなければなりません。これは、国、県、市区町村で3分の1ずつ、その上で、母子保健衛生費補助金、これは2分の1のようですが。産前・産後サポート事業または産後ケア事業、または産前・産後サポート事業プラス産後ケア事業を行うとしております。要するに利用者支援事業を実施することなく、産後ケア事業だけ実施したいという形では母子保健衛生費補助金は活用できないということになっておるようで、この点は注意が必要だというふうに思います。

もう1点、少子化対策という視点から見て、不妊症への取り組みも非常に重要になってまいります。現在、本町においては、町独自の支援を行っていただいているところではありますが、まだまだ不妊症で悩んでおられる夫婦の方への支援であり、ケアというものは弱いのではないかとこのように思っております。そういった意味から

も、不妊症の相談窓口などの取り組みも、今回のこの国の計画の中に入っておりますし、そういったものも、このネウボラの仕組みの中に必要ではないかと感じております。

今、本町においても、さまざまな子育て支援策が実施をされております。子育て関連の機関や社協さんなど、さまざまな機関の協力も得ております。そういったものを佐川版ネウボラとして構築をし、産前から産後、そして就学前まで、切れ目なく支援する仕組みづくりをぜひ、取り組んでいただければというふうに思っております。以上の点について、お考えをお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えいたします。いわゆる日本版ネウボラ、フィンランド発祥の子育て支援の、切れ目ない支援を包括的に行うという取り組みでございますけれども、議員御説明いただきましたとおり、国においてもですね、本年度から全国の市区町村で推進をしているというふうで聞いております。国としても5年をめどに全国展開をしていきたいという考えを示しているということでございます。

佐川町におきましては、特に母子保健、子育て支援におきましてこの入り口であります。その窓口については健康福祉課が、今、受け持っております。健康福祉課を、特に保健師を中心とした対応ということになりますけれども、今は、健康福祉課の中で、そういった母子保健の担当職員、それから、いわゆる保育であるとか、それから児童手当もそうですが、事務的な支援も含めて、今、生活応援係というところでやっております。来年度については少し健康福祉課の中で組織、模様がえをしますけれども、基本的には健康福祉課の中で一括してとり行うという形になります。

健康福祉課、行政ではなくって、例えば先ほどおっしゃっていただいた社協さんであるとか、それからもちろん主任児童員さんであるとか、町内の助産師さん、高北病院、それから健診をやる中ですね、発達相談であるとか、そういった支援が、例えば必要な御家庭、御夫妻については、必要な専門機関につなぐとか、というような取り組みをさまざま行っております。

事業としましても、不妊の支援、それから家庭の支援が必要な方については養育訪問支援事業という事業を取り入れて、継続的に保健師なり専門の方々がフォローをしていくという事業も行っており

ます。さまざまな取り組みを健康福祉課を中心に行っております。

例えば、もう1つ、母子手帳といいますか妊娠届けを出していたくのも健康福祉になっておりますが、その中で、先ほどもちょっと御紹介いただきましたけれども、佐川町においてもアンケートをとってですね、きちっと、もちろんそのお母さんの心身の状態もそうですけれども、細かい、例えば旦那さんのことだとかですね、そういったところ、支援が誰か御家族以外に、おじいちゃん、おばあちゃんとかいますかとか、そういったことも細かくですね、アンケート等で聞き取りをさせていただいて、その後の支援につなげております。そういった取り組みも、佐川町においても行っております。

そういった取り組みを、健康福祉課が中心としてやっているわけですが、御質問の趣旨としては、特に産前産後のフォローも含めて、町全体で、いわゆる本当にワンストップで取り組みを進めてはどうかということだろうと思います。

私たちとしては、先ほど説明させていただいたとおりに、ワンストップの窓口としては、基本的には整っているというふうには考えております。ただまあ町民の皆様にはアピールをするとかですね、こういった全国展開で子育て世代、包括支援センターがやるということで、佐川町としてどういうふうに町民の皆様にお知らせすることができるかということについては、特に保健師を中心としてコーディネーター役というかですね、そういうものをきちっと果たしていかないかと思っていますので、そこらへんの職員の対応も含めて、もう一度関係機関をどのように連携させていくかというところは、きちっと研究といいますか、させていただいた上で、佐川町として対応していきたいというふうに考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

丁寧に説明をしていただきましたが、課長が答弁をしていただいたように、冒頭でも私も申し上げましたが、この子育て支援策は本町は非常に充実をしてきておりますし、担当課の方も懸命にやっております。

産前産後の部分は少しというお話をしましたが、せっかくいろんな分野の方、担当の方も含め関係機関、今やられていることを佐川版ネウボラという形でパッケージとして1つにすると。包括支援センターという形で。そうすることで町民の方への発信も違ってくると思いますし、何か特別にまた新たなことを始めるとかということ

は、それほど数多く、これからは本町はないのではないかなあと。かなり充実はしてきますが。

ただ、その中で子育て包括支援センター、佐川版ネウボラ、佐川は町として、生まれる前から妊婦さん、もっと言えば妊婦さんになる前、子供さんを生みたいと思っている方から生まれるまで応援してますよという発信をする意味では、そういう形をきちっとつくったほうがいいのではないかなあというふうに思っております。この点について、最後にちょっとだけ町長からこの所感をお聞きしたいと思いますが。

そのネウボラの取り組みの中でも、通告に書いておりますが、必要な施策の1つと感じておりますこの産後支援ヘルパー制度であります。この質問につきましては、25年の9月定例会において1度質問させていただいておりますし、以前、いつであったかは覚えてないですが、岡村議員からも質問がされていたようにも思います。

この取り組みにつきましては、子育て支援の現場で尽力をされている方からも直接相談をいただきました。少子化対策・子育て支援策として、出産後の産褥期の母親を支援するためのこのホームヘルパーを派遣し家事や育児を援助するこの制度の導入は、必要な施策であるというふうに思っております。

前回も申し上げましたが、産褥期、おおむね出産後6週間から8週間の期間、現在、本町においては生後4カ月ごろまでの赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師さんが自宅を訪問し、子どもの発育状況、健康状態の相談を受けているというふうに思います。

母親は、この期間、産後の回復期であるため体調が不十分で、平常の生活を送ることは困難であり、また24時間にわたる子どもの授乳など、慢性的な睡眠不足、そして子育てに対する不安などから、一般的に情緒不安定になりやすい傾向にあるというふうに言われています。そのため、出産するときは実家に帰ったり、あるいは身内の人に来てもらうなどして対応をしている方がおられるわけですが、しかし、社会環境の変化に伴い家族が働いていたり、遠隔地であったり、さまざまな理由で援助が受けられない若い御夫婦、核家族世帯が増えております。

出産直後の母親は、身体機能が十分でないにもかかわらず、育児や家事の一切を全て1人でやらなくてはならない現実もあり、中には産後うつ等で幼児虐待につながるケースもあります。この産後支

援ヘルパー制度は、少しでもそういった母親の精神的、肉体的な不安を軽減することを目的とした事業であり、これから子どもを産み、育てようと思っておられる方たちにとっては、非常に心強いものになるというふうに思います。この点について、お考えをお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず1つ、佐川町の情報発信ということで、産み育てやすい子育てのしやすい町、佐川町は、これだけ子育ての支援をさせていただいてますよ、また教育についても、こういう取り組みをしていますよ、という、そういう佐川町のよさを情報発信を、しっかりしていかなければいけないというふうに思っております。

今年度、ことしですね、ことしから佐川町のそういう情報発信の機能強化をしまして、佐川のブランドを発信するサイトも立ち上げます。その中でも子育ての充実した町なんですよ、佐川町に住みませんか。ぜひ佐川町においでくださいということが、よりわかりやすく伝わるように工夫をして情報を発信していきたいなというふうに思っております。

あと、産後支援ヘルパー制度につきましては、松浦議員おっしゃるように、とても大切な取り組みだとは考えます。平成28年の4月、来年度から健康福祉課の、少し組織の改変もありますので、新しい組織になった中で、要保護児童の問題もありますので、組織としてどういうふうな取り組みができるんだということを、1年間、新しい組織の中で、実際運用しながら、重ねて検討してですね、このヘルパー制度も導入するしないについては、1年間かけて検討して方針を決めたいというふうに思っておりますので、御了承をいただければというふうに思います。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

すいません、一言だけお話をさせていただきますと、その産前産後のヘルパーの分については、1年間かけてということもありますし、あと、行政だけでなくって地域の方々の見守りも含めて、どういうふうに、町全体で見守っていくというような形につながれば一番いいと思いますんで、その点も含めて検討したいと思っております。

6番（松浦隆起君）

ぜひ、これは必要だという視点を持って、できれば検討していただきたいというふうに思います。1年かけてということですので、その結果を待ちたいと思いますが。確か、町長もこのヘルパー制度は、できればやりたいということを言われていたようにも思いますので、一番お母さんにとって負担のかかるのはこの時期ではないかなあと。先ほど申し上げました核家族等にとっては、その点が、産んだ後どうしようという不安が、実際にある。その不安を、私に相談してきた人は、それを打ち明けられた方から、こういう、数は多くないかも知れないけども、こういう人たちに対する支援をすることで、佐川町がもっと子どもが産み育てやすい町になるんじゃないですかというお声でしたので、その重さもしっかり、できれば感じていただいて検討していただければと思います。

この子育て支援策の発信とネウボラの点について、町長からもお話がありましたが、やはりまだ、県下的にはまだまだの取り組み、ネウボラは。佐川版ネウボラという形で、やりますよということをやっただけで、多分これは大きな発進力になると思います。やっている内容は、そんなに違いはないと、佐川町が何か欠けているとかっということではないと思いますので、ぜひ、そういう形で、佐川版ネウボラという形のパッケージとして、包括支援センターという形でつくっていただければ、それが発信になると思いますので、それもあわせて検討していただきたいと思います。

もう1点、産前産後のケアの取り組みとして、これも非常に有効ではないかなと思っておりますが、メールを活用した産前産後のケアの取り組みであります。今、本町では防災メールといいますか、佐川町からのメール配信が行われておりますが、その特化したものだというようなイメージでいいと思います。この取り組みは、今、全国で広がりを見せつつあるものであります。

実際に行っている自治体の例を挙げながらお話しをしますと、妊娠中の女性や乳幼児のいる家庭を対象に、赤ちゃんの成長に合わせたアドバイスをメールで届けるサービスであります。実施している自治体では、利用者から喜ばれているというようなこともお聞きをしました。出産や育児の不安を解消するとともに、相談相手のいない母親の孤立を防ぐ取り組みとして、非常に有効なものだと言われております。

例えば、この配信サービスに登録した妊娠19週の女性の方が受け

取るメールの一例を言えば「今週の赤ちゃんは毛が成長する時期です」と。「頭にはうっすら髪の毛が生え、顔には眉毛があらわれてくるでしょう」というようなものであります。この配信サービスを実際に担っているのは、特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトというところでありまして、小児科医や助産師など複数の専門家の監修を得て制作をしております。

実際の実施の形態は、自治体が、このきずなメール・プロジェクトと協働という形で行うようであります。主な対象は、妊婦と3歳未満の乳幼児を育てる保護者で、利用者は無料で登録ができます。このメールの内容は、妊娠中の場合、胎内の赤ちゃんの発育の様子、食事などの生活面をアドバイス。出産後は、世話の仕方や予防接種などの情報を提供をします。そのほか、各自治体の子育て支援に関するイベント情報なども同時に紹介をします。

妊娠中の母親は、また子育て中もそうですけども、出産や育児の不安を解消するために、専門誌を読んだり、インターネットから情報を得たり、さまざま努力をします。ただ、このインターネットの情報はたくさんあり過ぎて、どれが正しいかわからなくなるという欠点もあります。その点、自治体が配信するメールサービスであれば、信頼できる情報が届くという安心感が生まれると思います。

このメールサービスを実施することにより、妊娠中や子育て中の女性が抱く孤立感に行政が寄り添うことになる、つながるというふうに思います。きずなメール・プロジェクトのホームページに、このような箇所がございました。「情報弱者や孤立しがちな妊婦さん・子育て中の女性にも届くきずなメールは、地域のセーフティネットとして機能し、孤育てを予防します」と。

今言いました孤育て、ここで言われている孤育ては、子どもを育てるという字ではなくて、孤立の孤、孤独の孤ですね、その字に育てると書いて孤育てというふうに書かれておりました。この孤立に育てるという孤育てとは、子どもを育てる中における孤独のことであり、「夫や家族からの育児の協力が得られず、近くに助けてもらえる人もいない中で子育てをしている状態のこと。核家族化や働いていた女性が出産、子育てで仕事を離れたことで感じる疎外感などが背景にあります。産後の女性の5人に1人がかかる可能性があるといわれる産後うつや、0歳児に最も多い虐待死の陰には孤育てがあるという指摘もあります」ということも書かれておりました。

子育てにおける孤独に陥る女性を、お母さんを、1人にさせないためにもこのメール配信による産前産後ケアの情報提供体制というものを、強化を、ぜひ図っていただきたいと。そんなに費用がかかることではないと思いますし、現在、本町でも総合的なメールサービスは行っております。今のこの時代は、一昔前というところ、私が非常に年寄りになったような感じがしますが、昔から比べると、情報を取るのにはやっぱりインターネット、そして手元に置いて、こういうスマートフォンとかいうもので気軽にその場で情報を得る。ですからSNSやメールというものが非常に、お母さんたち、また我々生活する中で非常に有効なツールになってますので、このメールを通じて情報を届けてあげることが、非常に価値的な取り組みだというふうに思っておりますので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。この点について、お伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。現在のこういったメールを活用しての取り組みについては、佐川町においては、子育て支援に特化したものはございません。ただ、妊娠届けを提出していただく際に、いろんな情報を、こちらもお渡しするわけですが、その中に、高知県が取り組んでおりますこうちプレマnetというものがございまして、その御紹介のパンフレットはお渡しをしております。

これは、先ほど議員がおっしゃったような、個別の、例えば佐川町個別のものではございませんので、一般的な相談に対応するというような形になろうかと思います。先ほど御提案がありました細かい支援の部分につきましては、現在は佐川町においては保健師が、先ほども申しましたけれども、窓口対応から始まって、家庭訪問等をこなす中で、いろんな相談を受けているという形になってます。もちろん、やはりなかなかコミュニケーションの部分ではですね、メールをやりとりという形は増えておりますし、その点も全国の取り組みであるということでございますので、研究もしてみたいというふうには思っております。

それから、うちが取り組んでおります全般的なメール配信システム、これにどういうふうに取り組んでいけるのかどうかというものについても、まだ検討しておりませんので、その点も含めて、保健師のそういった、いわゆる足で稼ぐといいますか、そういった部分もプラスしてメールとそういうふうなものも活用しながら、やっぱ

りお母さんといえますか、と保健師、行政が距離が近づけるように、そのような取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

6 番（松浦隆起君）

今言われましたように、当然、保健師さんの方、担当の方、窓口等でアドバイス等さまざまな支援をしていただいていると思いますが、妊娠中の女性の方、お母さんの方は、毎日毎日変化する自分の状態や、体の状態や、いろんなことで不安になったり、いろんな情報を本当に、あ、こんなになった、こんなときはどうなんだろうということが、不安になります。個人的に私も、ごく最近、そういう経験をしておりますので、横で見的过程中で、なかなかその窓口で聞くということだけではなくて、日々いろんなタイミングでそういう情報が入ってくる、今こういう状態、だから、あ、これなら安心だねということで、本当にいろんな情報を本で読んだり、インターネットで検索したり、気になったら、気になればなるほど調べ切るみたいところが不安になればなるほどありますので、全体の予算から言えばそんなに多くかかるものではないというふうに思いますし、窓口で相談を受けることも重要です。

ただ、そこへ行くまでの、今ちらっと課長も言いましたが、距離感といえますか、気軽に、わざわざ行って聞くほどでもないけども、こんなときはどうするんだろう、こんなときはどうなるんだろうということを知りたい、それが多分、実感だと思いますので、研究ということから一歩進めていただいて、ぜひ、やる方向で検討していただきたいと思いますが、町長も含めて、再度ちょっと答弁をいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。今現在は、御質問いただきまして、基本的には必要な取り組みだろうというふうに思っております。ますますこういったメールを活用したり、SNSを活用したりという世代になってきますので、そういう部分を含めて、なかなか具体的にどういうふうに取り組むというのは、お答えはできませんけれども、研究を重ねていきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか具体的な取り組みの話になりますので、課長のほうも答弁ありましたように、前向きに検討し

ていくということになります。やはり担当者、保健師の皆さん、みんなの考え方もあります。普段、どういう対応をしているのか、現場でどういうことが起こっているのかということも、細かく私が微に入り細に入り把握をしていただけるわけでもございませんので、この話におきましては担当課のほうでしっかりと議論を重ねて回答を出してもらいたいというふうに思っておりますので、私のほうからもその方向で指導をしたいというふうに思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

課長も含めて担当の方は、本当に細かく真摯に向き合って仕事をしていますから、少し言い方がおかしいかもわかりませんが、個別の窓口で相談を受ける、対応をするというところまで難しく考える部分ではなくてですね、情報として各妊婦の方に情報を発信をしてあげると。こういうときはこうですよという、それがあって、それでも不安だという方が保健師さんに相談するということになると思うんですね。

だから、そんなに、この取り組みはそんなに難しい、まして今メールサービスを町の総合的なこともやってますから、その延長線上だと思えます。課長が先ほどから言われている、窓口で保健師さんと取り組みをしてさまざまな支援をしてるというのは、少し違う、種類が違う。このメールで相談を全部クリアし、相談にのってますよということの意味ではないですから。こういうときにこうですよという情報を逐一発信をしてあげる、不安を少しでも解消してあげるという日々の中で、身近な中でそういう取り組みでありますから、課長の答弁では余り、少し前向きには私は感じなかったんですけど、町長が前向きに答弁してるよというふうに言われたので、そういうふうにとらせていただいて、ぜひ、前向きに検討していただければというふうに思います。

先日、NHKにおいて、見られた方もたくさんおられると思いますが、超少子化というタイトルで、それをテーマに番組が放送されておりました。その中で、岡山県奈義町という町が紹介をされておりました。この町は、この約10年ほどの間に、合計特殊出生率を10年前の1.41から2.81と約倍の出生率へとV字回復をした町だということでもあります。

この町で行っている子育て支援策は、医療費の高校生までの無料化、住宅支援、保育料の減額、子育て支援センターの設置、予防接

種の無料化、それから雇用促進の取り組み、不妊・不育症治療費の助成などでありました。この町は、これらの財源を確保するために、非常に申しわけないことかも知れませんが、職員の方の給与を平均よりも低く抑える、そういった努力をしております、とにかく町を挙げて子育て世帯を徹底してサポートするという姿勢を貫いております。

ただ、今お聞きをいただいておりますように、取り組んでいる支援策は、本町とそんなに大きな差はない。ほとんど同じようなことを本町もやっている。では、どこが違うのかと。それは、個人的感想で言えば、冒頭のネウボラでも言いましたが、子育て世帯を徹底してサポートするという町の熱意を伝えるパッケージとしての発進力にあるのではないかというふうに感じております。

この番組の中で、1人のコメンテーターの方が言われていたことが、ある意味非常に本質をついているのではないかなと感じました。それは、こういう言葉でありました。少子化をなくそうと思って子どもを産むわけじゃない、と。我々、行政や我々は、どうしても少子化対策という視点で物事を見、判断しがちであります。そして子育て支援策のメニューをそろえることで、対策をとっている気分になっているのかもしれない。これは私も含めて。

しかし、本当に大事なことは、子どもを産み育てたいと思っている人たちのその思いに寄り添い、その願いをかなえるために、行政として何をすべきか、そういったことを真剣に考えて、そして最大限の支援をする姿勢にあるのではないかというふうに思います。その取り組みが、振り返ってみれば、結果として返ってくるというのではないかなというふうに考えております。

全ての子どもは、無上の尊厳性と可能性を持った、かけがえのないこの我が佐川町の宝でありますし、この子供たちを育み大切にせずして、本町の未来はないと思います。そしてその子供たちを安心して産み、安定した安心した環境で健やかに育てていただくためには、お母さんやお父さんをこの町全体でしっかり支えていくことが最も重要な点であります。

ぜひ、そういった視点から、本日この子育て支援について質問しました内容について、再度、真剣に検討していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後３点目の質問に移らせていただきます。

先ほどは、本町の未来を開く宝とも言える子供たちを育ていくためにどうすればいいのかというお話をさせていただきましたが、順序でいけば、まずその前段として、まず結婚というものがございます。それぞれ別の人生を歩んで来た２人が同じ人生をともに歩んで行くことを決めて、２人で歩む新たなスタート地点が結婚と言えるのではないのでしょうか。そしてその証となるのが婚姻届だと言えます。

今、その婚姻届を、記念となるようなものにしよう、その日のことをいつまでも思って、それぞれの原点にしてもらおう、御夫婦の原点にしてもらおうという取り組みが、多くの自治体で行われております。また、その動きは行政だけではなくて、民間にも広がりを見せております。今からお聞きをいたします記念用の婚姻届は、記念用としてのものや、少し工夫を凝らし、地域性を生かした御当地婚姻届という形で取り組まれているものもあります。

この記念用の婚姻届について実施している自治体の例を挙げながら少しお話をしますと、山梨県中央市では、婚姻届はＡ３版で、２枚の複写式となっております。１枚目は市の窓口へ提出をし、２枚目を切り離して持ち帰ることができます。この２枚目には、２人の記念日を３つ記入できる欄と、写真を張れるスペースがございます。この婚姻届の、サーモンピンク色の外枠のデザインなんですけれども、これは、その市役所の若手の女性職員さんによるものでありまして、市の商工会のゆるキャラ、とまチュウというものや、市のシンボルの桜やレンゲ、特産品のトマトやトウモロコシというものが描かれております。

また、正式な届け出には使用できませんが、記念として手元に残してもらうために、お互いの呼び方や思い出の場所、プロポーズの言葉なども記入できる記念用の婚姻届を配布したり、ホームページでダウンロードできるようにするなど行っている自治体もございます。例えば、こういう、これは届け出はできませんけれども、こういうものを本人にお渡しをして、本人が記念として持つと。

また、丸亀市では、大空に舞い上がる２人を丸亀市民が祝福をし、観光名所の丸亀城、特産の骨つき鳥、丸亀うちわなど、描かれている御当地婚姻届を作成をしております。ちなみにこの婚姻届は、ほとんどの自治体で提出が可能になっている。これはＡ４サイズです

けども、こういうカラー刷りの、これをA3の正式な婚姻届として提出ができるというようであります。

もう1カ所紹介をしますと、今は県外、遠いところの話でしたが、お隣の日高村で、昨年の6月定例会において議員からの要望を受けて、7月から記念の婚姻届の配布が始まっております。この記念の婚姻届は、通常の提出される婚姻届を独自にデザインした透明シートにはさんで、カラーコピーをして作成をしております。右下には、夫から妻へ、妻から夫へ、というメッセージが、夫婦の誓いを記入できる欄があり、ゆるキャラのもへいくんとサラちゃんがデザインをされております。これも、日高の方からいただきましたが、こういうもとの原本に書いたものをシートにはさんでコピーする。わざわざこういうものは別に書かないといけませんけども、こういう形のものは本人が書いたものを複写するなりして、またこれはシートにはさんでコピーすることによって1枚を手元に残せるという形になっております。

ちなみに冒頭で、民間にも広がりを見せているというふうに言いましたが、ある結婚情報誌の会社が自治体とコラボする形で、窓口で提出をできる全国のコラボした自治体の御当地婚姻届を作成をし、ダウンロードサービスをできるということを行っております。また、その延長で、旅行会社と今度はコラボをし、自分の好きな町の婚姻届を、実際にその町に行って、提出をするというバック旅行も企画をされて販売をされております。

以上、もろもろ申し上げましたが、本町においても、佐川町で結婚をされる御夫婦を最大限にお祝いをし、歓迎をする思いで、記念の御当地婚姻届を作成をし、ぜひ取り組んでいただければと思います。こういった地道な取り組みも、本町へ愛着を持っていただいて住み続けていただけることにもつながる、そういった1つの取り組みになるのではないかなと思っております。また、町外へのアピールにもなるのではないかと思いますので、以上の点について、お考えをお伺いをしたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。今、松浦議員からお聞かせいただいたお話の内容や、他の市町村の事例等も参考にいたしまして、町独自でちょっと検討、作成いたしまして、配布するようにしたいと考えております。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。早速取り組んでいただけるというお話でございます。

この記念に残る婚姻届を実施している自治体では、例えば、この記念の写真というものを撮影できるように、ボードを作成をして、それへ婚姻届を張って、一緒に写真を撮影をすると。そういった希望者には、職員の方が、持って来られたカメラで撮ってあげるということをしているところもございますし、記念品を贈呈をしている自治体もあるようであります。あわせて、これも検討もお願いをしまして、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで 35 分まで休憩します。

休憩　　午前 10 時 20 分

再開　　午前 10 時 35 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2 番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。2 番議員の坂本です。どうぞよろしく願いいたします。質問に先立ち、一言所見を述べさせていただきます。川崎市の介護つき老人ホームの転落事件は、大きな衝撃とともに伝えられました。介護職場だけにとどまらず、保育職場、そして病院職場、現場を受け持つ職場では、多くの困難を抱えながらも目の前の子どもやお年寄り、病人のためにベストを尽くしています。

それらの仕事は、人の命を預かり、守って行くという大切な使命があります。しかし、介護、看護、保育施設では、慢性的な人手不足が続いています。どうしてなのでしょう。問題なのは、そこで働く人たちが誇りを持ち安心して生活できるような労働条件になっていないということです。若者、子供の貧困も大きな問題になっています。安倍首相は同一労働、同一賃金の法制化を進めると明言化

し、非正規職員の待遇改善は待ったなしの重要課題だと述べています。

1982年、15.3%だった非正規職員が、2015年には37.5%にまで伸びています。そして、非正規職員の多くが正規職員化を望んでいます。10人のうち4人までが非正規職員という現状は悲惨というほかありません。若者が臨時雇用や派遣労働だった場合、低賃金であると同時に、雇用が不安定です。将来に不安を感じるのは当然で、結婚して子供を産み育てる余裕があるでしょうか。

これは、労働者派遣法が1986年に制定され、1999年には派遣業種が拡大されるなどの改正も大きな要因ではないかと考えます。それまでは終身雇用だった形態が大きく変わり、もうけのためなら労働者を安く使っていていいという風潮が形成され、若者たちが正当な職場を奪われていきました。本当に、若者や子供の貧困を解消しようとするならば、同一労働、同一賃金はもちろんのこと、非正規職員の正規職員化を目指し、労働者派遣法の廃止を含めた検討をしていく必要があるのではないかと思います。

また私が、以前、議会で取り上げました臨時職員の待遇改善、同一労働、同一賃金の原則に従って、佐川町でもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

では、質問に移ります。質問の順番を変えて、まず、放課後子どもプランについて伺います。

高知新聞に、県の予算案点検の記事がありました。記事によりますと、尾崎知事は、県総合教育会議で、貧困の連鎖を教育で断ち切る取り組みが一層求められると話し、今回の予算案でもその実行のための予算となっているということが書かれています。

佐川町では、その放課後等における学習支援事業をいち早く取り入れて実施しています。さすが佐川町は子供のことを大切に思ってくれているなと感じたことでした。記事の中で、尾川小学校の濱田校長は、学ぶということは拷問のように基礎をたたき込めばいいというものではない。内発性を引き出すようなやり方が必要です。と発言しています。じっくりと向き合う中で、わかった、できたという喜びがあるとき、本当の学びになるとも書かれています。本当にそのとおりだと思いました。

さて、今年度から、放課後児童クラブの時間帯が広がり、開催日が増加し、冬休みなども実施されるようになり、保護者からは感謝

の声が聞こえてきました。子供教室でも夏休みの開始時間が早くなったとのことで、働いている保護者は喜んでいます。

ところで、来年からも、クラブ、教室でもそれ続けていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

おはようございます。次年度以降も児童クラブ、子供教室ともに続けていってですね、なお、徐々にではありますけど、まだ課題が残っておることも認識しております。こちらのほうにつきましてもですね、一足飛びにはまいりませんかともわかりませんが、解消していきたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。子供教室に通っている方に、どんなときに困るのか、をお聞きしました。そしたら、振りかえ休日のときや冬休み、春休みなどが困る。せめて小学3年生くらいまでは見てもらえると安心して働けると言っていました。児童クラブは、振りかえ休日のときにも開催されていますが、子供教室は開催されていません。国も、放課後子どもプランとして全ての子供たちの放課後や、週末の、安全で安心して活動できる場として両事業の充実を図ることが大切だと述べています。

しかし、斗賀野や尾川、黒岩では、両親が働いている家庭にとっては、クラブがないことにより冬休みや春休み、振りかえ休日の日など、子供を放置するしかないという御家庭があります。生徒の人数が足りなくて、クラブにはできない。それゆえ、教室はクラブとしての機能も必要とされているということは容易に理解されます。それについては、どう認識されていますか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。保護者の方から、そういった御要望があるということは認識しております。そちらについてもですね、課題としては認識して、先ほど申し上げましたとおり改善をする方向で検討させていただきたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

すばらしい認識があるということで、ということは、時間帯とか冬休み、春休みも含めて、それを前向きに検討するという意味でしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

検討をするということで、認識で構いませんけれども、とりあえずですね、当面、先ほど言われました長期休暇、並びに振りかえ休日のうちでですね、春休みについてはですね、今年度から試行的に4日間にはなりますけれども、開所する予定をしております。

2 番（坂本玲子君）

以前に、このことについて私が質問したときに、校舎内に子供教室があるので、教員がいないときの開放は難しいとのお返事がありました。

しかし、例えば斗賀野小学校では二棟に分かれていまして、現実的に、子供教室の方が鍵を持っていると聞いていますし、また尾川も別棟だとお聞きしています。黒岩でも夜間や休日、体育館を開放しています。そういう意味では、その独立、ある意味できる場所があるということで、春休みだけでなく冬休みについても検討していただきたいし、今現在、いろんな地域支援、学校支援地域本部事業とかいろんな事業がありますので、放課後子ども教室だけということで限定するのではなくて、いろんなところを利用しながら、本当に困っている、放置されている子供をどうしたらいいのか、居場所が必要と思っているのか、どうなるか、どうしたらできるかを、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。学校施設のほうにつきましてはですね、なおもう1回、といいますかね、学校のほうとも話をしてですね、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますがですね、実はですね、子ども教室並びにですね、児童クラブのほう、小学校で行うわけですが、今年度以降というかですね、長期休み、夏休み、来年度の2学期ですね、2学期まではですね、非構造部材の耐震化工事が予定しております。長期休暇中にはですね、かなり集中的に工事も行われると思いますので、若干ですね、例年のような形よりはですね制約が、正直なところ出てくると思います。

またですね、子供のもですね、居場所づくりにつきましてはですね、確かに御指摘のとおりですね、議員さんの言われるとおりですね、行政であるとかですね、学校であるだけの問題ではなくてですね町ぐるみの課題になっておると思います。

今後はですね、地域でですね、それぞれの地域で子供さんのですね、居場所づくりに取り組むというふうなことも考えてまいりたい

と思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。いろんな事情があり、もちろん一足飛びにはいけないと思いますが、前向きに検討していただいているようでうれしく思います。

その、いろんなお聞きした中では、例えば佐川小学校の体育館なども利用できたらいいのに、なかなか利用が難しいとか、いろんな声を聞きますので、ぜひですね、そこで働いている職員の方から、その実態を聞いたり、御父兄の要望を聞いたりしながら、子供たちの最善のために頑張っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、学校現場の業務改善についてです。全国的に教職員の業務が多忙化し、病休者が増加。教職員の職務にかかわる時間的、精神的負担の増大が問題視されています。文科省が平成 18 年度に実施した教員勤務実態調査集計報告において、教職員の時間外勤務が恒常的になっている実態が明らかになりました。

平成 23 年度には病休者が 8,544 人、そのうち精神疾患が 5,274 人となっており、精神疾患での病休者が 60%を超える状態が続いています。教職員の負担率が高いのが、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応。これは 80%を超えています。また、保護者や地域からの要望や苦情への対応も高くなっています。

それを改善するため、平成 27 年 11 月、学校現場における業務改善に関するガイドラインが文科省から出されました。学校生活で最も大切な、教師が子供と向き合う時間を保障していく必要があるという観点から出されたものです。これについては御存じでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学校現場における業務改善のガイドラインにつきましては、教員の多忙化が指摘されているといったことを踏まえまして、教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め発揮できる環境を整えるために、各教育委員会における学校現場の業務改善に向けた支援に資するガイドラインとして文部科学省が作成したものと承知しております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

現場のことを十分御存じだと思いますが、大体どういう仕事が多

くて大変、ということはわかりますでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど議員さんもおっしゃられましたように、やはり1番教員が多忙に感じておりますのは、国、教育委員会等からの各種調査もの、それへの対応が負担に感じておるというふうになっております。また2番目に多い負担率としては、研修会や教育研究の事前レポート、こういったものへの対応。そして3番目には、保護者、地域からの要望あるいは苦情等への対応、これが負担率の高い上位3つということになります。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

本当にそういうアンケート結果になっていますが、そのほかにも、生活指導、個別指導、補習課程、保護者への対応、部活動、野外活動、体験活動、運動会、記録会、コンクール、研究活動、それから初任者研修とか、本当にさまざまなことで、本当に子供と向き合えない時間がたくさんになっているというふうに、私も聞いております。

私も学校にお邪魔することがあるんですが、夜間であつてもほとんどの先生方がまだお仕事をされています。佐川町での教職員の病休者の数、精神疾患の数、勤務の実態はどのようになっていますか。

教育長（川井正一君）

まず、病休者でございますが、本年度につきましては小学校で1名。小中学校合わせて正教員が102名おりますが、そのうち1名が本年1月から3月まで病気休職を取得しております。また、精神疾患ということでございますが、いわゆる持病により何ヶ月かに1回、定期的に病院に通院しておるという教員が何人かいることは承知しておりますが、精神疾患で定期的に通院しているという職員はいないというふうに承知しております。

それから、勤務の実態でございますが、先ほど議員さんおっしゃられましたように、さまざまな学校、教員、仕事を抱えております。そういった中で、勤務実態としましては、学校や個々の教員によって差はございますが、おおむね6時ぐらいまで勤務している教員が多く、中には午後8時ぐらいまで勤務している実態もあるというふうに承知しております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。そのアンケートが非常にね、多いという

ことですが、国でも調査の精選などに取り組むというふうの方針を決めていると聞いております。私が勤務していましたが、うんざりするほど調査がありました。それもアンケートを出す部署の違いで、同じような調査が重なってくる。どうして同一の様式にしないかと疑問を持ったことがあります。

教育委員会では、ある程度把握して様式を改める、あるいは簡単にできる方法を模索する。国や県に要望するなどの手立てはしているでしょうか。また各種の調査、アンケートは、年間大体どれくらいありますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。私ども教育委員会から学校現場に、定期的に調査アンケートしているものはございません。基本的には、全て国、県からのアンケート調査ということになります。私どもが学校現場に何か出させていただくということになれば、多分予算関係、予算編成のときに、さまざまな資料を出させていただく、そういったことが一番多ございまして、私どもが特に定期的なというようなことはやっております。

ただ、国、県からのアンケートにつきまして、まず、県教委からは年度初めに各学校に対しまして、今年度1年間、こういう調査が何月にはこういう調査というような一覧表が送られてきて、それを見て、学校としては計画的にそれに対応するというふうなことはやっております。

また、国からの調査ものになりますと、特に今、教育再生実行会議等々でさまざまな教育改革を検討されております。また、そういった中で、いろんな調査ものが市町村教委へおりてくる、というのがございます。それからまた国の委託を受けた大学等からも、いろんな調査ものが私ども教育委員会にも来ます。それが、中身的には学校に聞かないとわからない部分もあり、そういった場合には学校に調査をお願いするということはございます。

ちょっと、調査の年間の数というものに対しては、ちょっと具体的に承知しておりませんが、県に対して私ども市町村教育委員会で組織する高知県市町村教育委員会連合会という組織がございます。そういった組織を通じて、多忙化の実態調査でありますとか、あるいは、市町村合同での、県教委と市町村合同で検討委員会を立ち上げて、多忙化解消に向けた取り組みを推進してはどうかと、そういっ

た要望を昨年 27 年度の夏ごろに、県教委に対して要望としてお願いもしたという取り組みもしております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

普通に考えてもですね、小学校では日中常時子供がいます。放課後も困難を抱える子どもたちへの指導があります。どう考えても、授業の準備や成績処理、あるいは報告等の時間を確保することが困難になります。仕事量の絶対量を減らすか、人員を確保して分担をするか以外には、なかなか解決できないと予想されています。

アメリカやイギリスでは、教員以外の専門スタッフの数が 43%、日本は 20%にすぎません。教員 1 人でその分も抱えていますから、恒常的な長時間労働になっていることは明らかです。中学校になりますと、それ以外にクラブ活動の指導が入ってくると。

私の知人で、運動クラブの顧問になっている方がいますが、毎日遅くまで練習がある。それだけではなく、土日には、練習や他校との練習試合、県下での大会などがあり、週 7 日勤務のようになっている方がいます。

やっぱりそういう意味でも、町が県全体で話し合い、一斉にどうやるか、考えていくべきだと思いますが、先ほど、その点についてはそういうことを要望をして、これから県全体で取り組むというふうに理解してよろしいでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど申し上げましたのは、実は、県教委に対して 2 年連続私どもの、高知県市町村教育委員会連合会から要望しておるところでございます。それについて、回答も県教委からいただいておりますが、具体的に、県教委から、来年度からそしてらそういった検討会を立ち上げましょうという、そこまでの前向きな御返事はいただいております。

県教委の言い方でいけば、国が、先ほど坂本議員さんがおっしゃられましたガイドラインが示されたので、まずガイドラインに沿った取り組みをまずやってくださいと。そういったことも見ながら、今後検討、みたいな返事でございますが、なお、私どもとしては、当然ガイドラインに沿って、各学校長さんと十分協議しながら、やれることからやっていくということは 1 つ大事だと思っております。

そして、一方、やはり高知県全体で、業務多忙化解消に向けたガ

イドライン的なものが、ガイドラインよりさらにマニュアル的なものができれば、非常に学校現場全体におろすにもありがたいやり方だと思っておりますので、そういったことについては、今後も粘り強く県教委に働きかけをしていきたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

県にしっかり働きかけてくださっていると。昨年度、そういうガイドラインが出ましたので、県もきっと今年度は取り組むんじゃないかと思いますが、そのいろんなモデル校がありまして、その中で、ノー残業デーやノー部活動デーなどの取り組みをして、仕事量を調整をしているというふうなところもありますが、県に言うだけではなくて、町独自でもいろんな取り組みが必要だと思いますが、町でできる取り組みとは何だと思いますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。できることで、もう既にやっておる部分もございます。1つは学校の管理運営規則の見直しをしまして、学校権限の裁量の拡大ということは1つやってまいりました。従来、教員の、例えば出張でありますとか休暇も、長期にわたるものについては市町村教委に届け出が必要であったり許可をもらう必要がございましたが、もう学校に関することはもう全て校長先生の権限におろすということで、そういった面での学校権限拡大には1つ取り組んでおります。

そしてもう1つ大事なことは、いわゆる学校だけでなかなか解決できない問題も多々ございます。そういった意味で、外部の力をお借りするということが大事ということで、スクールカウンセラーあるいはソーシャルワーカーを、今、佐川町では配置を各校にしておりますし、また近年、学校支援地域本部事業も導入してきました。

そういったことを通じて、地域の力をお借りする。さらには、尾川小中学校につきましては、コミュニティスクールということで学校運営そのものに地域の方にかかわっていただく、そういった取り組み。そして先ほど御紹介いただきましたように、放課後の学習指導においても、外部の力をお借りする。そういったことを今までやってきてますので、今後そういった取り組みをさらに拡大することにも必要ですし、それから学校の教員だけで、今、さまざまなことをやっておるわけなんですけど、事務との連携、これも非常に重

要でございます。

学校事務の事務職がどうやって教員の多忙化の解消の一助になれるのか、という視点も非常に必要でございます。今、佐川町では、ルート 33 広域事務支援室というのを、日高村学校組合、佐川町、越知町、4つの教育委員会合同で広域の事務支援室をつくっております。そこに、室長として事務長を置いてます。この事務長の、今、権限拡大で、今まで学校長が決済していたある部分については、その事務長決済でいくように、というなことで、学校の権限の負担感を、今までやってきた事務の負担感の解消、そういったことにも取り組んでおりまして、今後さまざまなこと、特にガイドラインでも言われておりますマネジメント研修の必要性もあります。

これは県の教育センターで管理職を中心に、また若手から早い段階からやらないかんということで、そういった研修の強化も図っていただいておりますし、さらには、管理職として従来は校長、教頭だけでしたが、主幹教諭の配置、そういったことも県下的に拡大してきておりますし、佐川中学校にもそういった主幹教諭を入れるとか、総合的にさまざまなことをやってきてはおるんですが、ただ、こう体系的に、そしたら多忙が解消に向けて一定の方向性を持ってやってきたかと言われると、そこはちょっと弱い面でございます。今後、国のガイドラインなんかを参考にしながら、やはり対外的に、ひとつ方向を定めて取り組む必要があるんじゃないかと思っております。

そういった点で、今後学校とも十分協議しながら、進めていきたいと思っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

本当に佐川町はですね、たくさんの方のことに取り組んでいただいているし、病気の人の数も本当に少ない。先生方にお聞きしますと、佐川町は働きやすいというふうな声も聞いております。やっぱり、先生方が働きやすい場所でないとか、子供たちがすくすくと育ちません。ぜひですね、この先生方のサポートを含め、子供たちが健やかに育つことができるような支援、体制づくりをこれからも進めていただきたいと思います。

その業務改善の取り組みをするとですね、かえって業務量が増えて、さらに多忙化を招くんじゃないかという危惧があるかもしれません。モデル校として取り組んだ兵庫県の教育委員会の教育長は、

報告の中で、プロジェクトチーム会議で出された意見として、忙しいという理由で取り組まなかったことが、もっと自分たちを忙しくさせているという現状認識がなされたと書かれています。

まず教育委員会が先ほどおっしゃられたとおり問題意識を持っていただいて、現場の意見をしっかりと聞いて、専門家を交えての検討を重ねて、前に向いて一步を踏み出すことが必要と考えます。ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

国民教育文化総合研究所が、多忙化解消に向けての提言を出しています。その中で、多忙化解消には、教職員の職務と勤務環境の見直しが必要である。そのため、①学校の役割の明確化、②教員の職務の精選・見直しと学校運営の効率化、③教職員配置の基準改善、④休憩時間の確保と年次有給休暇の取得促進の方策、⑤労働安全環境の整備などを積極的に進める、などが書かれています。これは国レベルでの提言ですので、一町村ではいかんともしがたいところもあると思いますが、そういう本当に必要なことを国や県に向けて発信をするのも町の教育委員会の仕事であると思います。

また、佐川町でも検討委員会を立ち上げるなどして、どうすれば、より業務改善ができるのか、多忙化解消できるのか、一步進めていただけるように、そして教員が子供たちと向き合う時間を保障できるよう努力していただきたいと思います。

そういう意味で、これに対しての取り組みの決意表明じゃないけど、そういうふうな、どんなに、今後するつもりなのかを含めてお答えいただければと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。この教員の多忙化の問題につきましては、実は、佐川町の教職員団体の職員の皆さんからも要望いただいております。毎年1回、皆様方と私とで話し合い、交渉というそんなおっこうな事じゃなくて、話し合いをしておるんですが、その中で、やはり生活、健康、労働条件、その中で特に多忙化解消に向けた取り組みをしっかりとやってほしいということも受けております、要望を。当然、教職員の皆さんの本来の勤務時間というのは、朝8時15分から夕方午後4時45分までですので、それで終わるのが本来あるべき姿だと思っております。ただ現実としては、なかなかそういうことにはならないという現実が当然ございますので、ただそういった中で、学校と十分連携しながら、まず教育委員会がリーダー

シップも発揮しながら、できることからしっかりやっていきたいと思っております。

毎月、校長会も開催しております。校長会で、今、いろんな協議を、ただ連絡事項をするための校長会ではなくて、いろんな協議をする、今、校長会にしております。佐川町の教育で、こういったやり方をやったらどうかというなことも含めたいろんな、校長会で話もしておりますので、多忙化解消に向けて、今、それぞれの学校、そしたら何ができるのか、そういった細かい点も詰めながら、今後しっかり取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

本当に校長会とかいろんな会の中で、何ができるのか、どうしたらもっとよくなるかを前向きに話し合いをされて、どんどん、みんなの先生が佐川町へ来て働きたいと思うような職場をつくっていただきたいと思っております。

では、次の障害者問題についてお聞きします。

先日の新聞記事に、生活に苦しむ人の割合を示す相対的貧困率が載っていました。その中で、障害者では、その相対的貧困率で貧困に当たる方が 25%を超え、4 人に 1 人が貧困状態であることが慶応大研究グループの調査でわかりました。

障害のない人の数値に比べ、約 2 倍だったと書かれています。貧困からの脱出には、就労が有効であることがうかがえ、本人や家族の就労を後押しする施策がもっと必要だと教授は述べています。佐川町では今後、10 年を見通した壮大な総合計画が作成されました。その実現に向けての平成 28 年度は、第一歩の年になります。

以前、障害者の施策についてお伺いをした折、28 年度からは、まず障害児の長期休暇中の居場所づくりや移動支援についてやっていくとのお答えがありました。長期休暇中だけでなく、ショートステイや放課後の居場所づくりは、障害のある子供のいる家庭にとって、切実な要求であり、大切な施策です。

佐川町の民間の支援グループでは、早朝、学校のバスが迎えに来るまでの時間や送迎の支援、長期休暇中、日中支援を利用するが、その迎えに間に合わない両親などのサポートなどが実際にあります。御家庭では、両親だけでなく祖父母の協力を得てやっても、祖父母が高齢になり頼めなくなり、その祖父母にも援助が必要になってきているという二重、三重の困難もあります。

また、養護学校に通っている子供が、放課後とデイサービスを利用しても、保護者の迎えの時間がそれ以上遅くなり、そのすき間の時間をどうするか、そういうところで困っている方からの相談もありました。

一方夏休み、児童クラブが始まるまでの早朝の支援は、平成 27 年度から、放課後児童クラブの開始時間を早めていただいたことで、支援の必要がなくなりました。徐々に施策が充実してきて、うれしいなと感じています。

また、2 月からは、ファミリー・サポート・センターができ、保護者が困ったとき援助できるようになったことも大きな前進だと思います。

そこでお伺いします。まず平成 28 年度、どのような形で障害者の長期休暇中の居場所づくりや移動支援をやっていくつもりなのか、お答えください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。この障害者を取り巻く問題、課題につきましては、さっきも坂本議員おっしゃっていただきましたように、貧困の問題、特に、やはりそういう背景には保護者、親御さんの就労がなかなかできにくい、できたとしても大きな賃金につながるような仕事につけない、それから送迎の問題であるというふうないろいろな背景があるというふうに考えております。

その中で、佐川町におきましても、平成 27 年度自立支援協議会、この中で、障害者計画、障害福祉計画の進捗を管理していく中でですね、特に、早急に取り組まなければならない課題として、先ほどおっしゃいました障害児の長期休暇支援の問題、それから移動支援の問題、これを先行して具体的に話を進めていこうということで、専門部会のほうで数回、話をさせていただきました。

その中で、一定の結論としましては、放課後の子供さんの長期休暇の支援につきましては、現在までは例えば、日中一時支援事業として、さくら福祉事業所さくらんぼというところでお預かりするとか、あるいは長期休暇中であれば、教育委員会の放課後子ども教室等を利用するという形でやっておりますが、その中でやはり、特に重度の子供さん、重度の障害がある子供さんの受け入れについては、なかなか厳しい状況があると。

常に、その会の中でもですね、複数、大体、潜在的なニーズも含

めていくと、5名から6名程度は今現在も、なかなか利用はかなわない子供さんがおいでるのではないかという話がありました。そういったところを受けて、なかなか課題はいろいろありますけれども、やはり町として一歩踏み出すにはですね、例えば、障害の福祉施策で行っています障害児休暇支援事業、これを予算化をして各障害福祉サービス事業所であるとか、いろいろなところと連携をして取り組んでいくべきであろうという、協議会からの話がありました。それを受けて、平成28年度予算には、相応の予算案として計上させていただいております。

ただ先ほども申しましたが、課題がいくつかあります。人材をどういうふう配置していくか、それから実施場所についてもまだ決定ができておりません。そういったところも含めてですね、予算案は出さしていただいておりますけれども、今後、具体的にですね、事業所等と継続的に話をしていくことが必要になります。

それが、長期休暇中の居場所づくりについての今現在の状況です。

移動支援につきましては、これも自立支援協議会のほうで話をさしていただきまして、先ほど坂本議員がおっしゃっていただいたような、すき間というか、そういった部分のですね、送迎、制度に乗らないよう、なかなか、ことがあって、非常に困っているというような実態があります。今までは、そういった方々については、いろんなボランティアの方々、支援をしていただいたんですけれども、やはりこれも制度としてきちっとやはりやっていかないと、なかなかボランティアさん等だけではなかなか難しいということが出てきて、これについても平成28年度にですね、予算案として予算を拡充する移動支援、障害者の移動支援事業の中に、予算拡充をさせていただいております。

これにつきまして、今まで移動支援事業というものはありましたけれども、実際は、障害福祉サービスを提供していただける事業所、これは県の指定になりますけれども、ここの登録が必要であったりとか、いろんなそのマンツーマンの支援であったり、人的な、どう言いますか、確保が必要であるということで、なかなか事業所、これを事業に取り組んでいただける事業所がこの近辺ではありませんでした。

そういうところで、やはりただ困っている方への支援ということであれば、これも町独自で何とかできないだろうかということ、

今、協議を重ねております。

特に、今困っている方々についてはですね、例えば、施設へのショートステイへの送迎の部分では、なかなか御家庭で送迎ができにくい家庭もおいでます。そういったところでは、日々、例えば、高知市内の施設に預けた場合、日々保育園へ、町内の保育園へ送迎をしなくてはなりません。そういった毎日毎日の送迎をですね、どういうふうにカバーしていくかというな、具体的に話を今しております、先ほどの障害者の移動支援事業として、きちっと、県の指定にのっとった形でなくても、受けていただける事業所があればですね、町内に、そういったところと、今、話を進めております。

例えば、付き添いがなかなかなくてもですね、車両だけの送迎で何とか対応できる子供さんについては、そういった対応できる事業所に委託をするとかですね、そういった形で、今、具体的に事業所と協議を進めております。そういった状況でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。佐川町の行政の中で最も忙しい課の1つが健康福祉課ではないかと思うのですが、職員の皆さんが非常に生き生きと働いておいでます。そのすばらしいのは、その視点が町民一人一人の生活や困難に向き合っているということです。

長年の課題だった移動支援が、今年度何とか出発できるようになり、また長期休暇中の居場所づくりも前向きに検討してくださっています。本当にありがたいことだし、佐川町が、みんなが幸せになれる町、みんなが住みやすい町、住み続ける町であるためには、もちろん健常な子供たちや、大人もそうですけれども、障害を持った方々も、そういう佐川町に住み続けられるような施策の充実が必要だと思います。

本当に前向きにやっていただいて、頭が下がる思いがいっぱいですが、まだまだですね、グループホームとかショートステイとか、いろんな問題があります。前回言いましたけれども、佐川町には、就労継続支援B型が2カ所、生活介護1カ所、共同生活援助、グループホームが19名が2カ所。日中一時支援1カ所、居宅介護ホームヘルパーが4カ所あります。

ところが、ないこともいっぱいありまして、ショートステイはない、入所施設はない、障害児通所支援なし、地域活動支援センターなし、福祉ホームなし。ないないづくしです。やっぱり佐川町民と

して住み続けられるような施策を、ぜひこれからも前向きに検討していただいて、安心して住める町をつくっていただきたいと思います。と思いますが、今まだ長期休暇中の居場所づくりについては検討中だとお伺いしましたが、本当に人材がいないというのは、特に、障害者施設では、労働条件が厳しくて、なかなかやり手がいないと。本当に、資格は取っても条件が悪いために別の職種についている方もたくさんいます。

そういう意味でですね、そこで働いて、希望を持って働けるような、そういう施策も必要だと思いますし、それから時間帯なんかも、今、例えばさくらんぼでしたら、朝の8時半ごろから5時半ぐらいまではやってくれていますが、お母さんが5時過ぎまで仕事やったら、どうしても迎えが間に合わない。けれども、その一時支援の、日中支援の料金は4時間までとか、8時間以上とか、そういう時間で大ざっぱに決められていますので、それ以上の時間になって雇用をしなければいけなくなると、そういう意味では、マイナスになってくると。そういうふうな時間帯を延ばしていくことが可能になるような補助も必要だと思います。

また、さくらんぼさんにもお伺いしましたが、場所の広さとか職員の今のままでは、10人がやっと、とのこと。もし、町がそういうものを前向いてつくるんだったら、さくらんぼとの話し合いも十分されて、どういうさびわけをしていくのか、重度の方はこうするか、いろんなことがあると思うんですが、ぜひその辺も前向きに話し合いをされて、現場の中で解決をしていただきたいし、佐川町として何かをやるのであれば、本当に専門職の方の雇用が難しいっていうところがありますので、その辺を町できちっと雇うとか、そういうふうな意味も含めて検討をしていただきたいと思います。そういう意味でですね、障害者のこれからの施策、町長さんはどんなに考えておいでか、ぜひ、お伝えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

就任して2年ちょっとになりますが、一貫して障害福祉、障害を持たれた子供並びに御家族への支援、できる限りのことを町としてしていこうという、この方針は一度も変えておりませんし、その思いを酌んでくれて、健康福祉課のほうでも、いろいろ考えて手を打

ってくれてるというふうに思っております。

基本的には平成 27 年度、今年度ですね、自立支援協議会の中で、いろいろ議論をして、その中で、優先的にこのことを取り組んだほうがいいだろうということについて、来年度予算化をして取り組もうということで進めております。

人的なこと、予算のこと、全ていろいろハードルはありますが、基本的には支援をしていくという方向で、1 つずつ取り組みを進めておりますので、時間がかかることもあろうかとは思いますが、今の取り組みを、御理解をいただければというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に、障害者の、障害児者のいろんな政策について、そういうふうに前向きな発言をいただきまして頼もしく思っていますので、これからも、本当に一遍に全部は難しいと思います。けれども一歩ずつ前へ進めていくことによって、みんなの幸せな町にできるように、これからも頑張りたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

食事のために、1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。一般質問の前に少し、グローリープロダクツ株式会社の当町への進出についての喜びを述べさせていただきます。

地方創生で、人口減少に歯止めを、地域の活性化を、と全国で取り組みがなされています。そこでの一番の課題は、雇用の創出です。

これに一番苦勞しているのが実態だと思います。佐川町も同様であります。農業にしても、今始めている自伐型林業にしても、それぞれ数年で 10 人程度の就労の規模ではないかと思われませんが、3 月末に創業開始のグローリープロダクツについては、立ち上げ時に 50 人、フル操業では 200 人という地方にとっては大きな規模であります。フル操業で 200 人雇用ということになれば、その経済効果は、私が想像するには、十数億円以上になるのではないかと思います。雇用されるのは佐川町内だけではないとはいえ、大変これは喜ばしいことであると思います。

この経済効果に加えてですね、町の今までの振興策を加えれば、さらに大きな地域経済が成り立つと思われます。進出を決断くださった小原社長や誘致に努力された町長や知事、関係者の皆さんに大きな感謝と敬意をあらわしたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず最初に、平成 28 年度の予算について、お伺いします。平成 28 年度予算の編成方針をまずお聞きしたいと思います。町長、よろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算編成方針ということであります。私のほうから総務課長宛てに、私の考える予算編成ということで方針を打ち出しをしました。その私の方針を加味をして、総務課長として予算編成方針をまとめておりますが、私のほうから、私が総務課長のほうに指示をした編成方針について説明をさせていただきたいと思います。

昨年の 10 月 13 日に書類として渡しましたが、佐川町の経営方針としまして、経営理念としまして、全ては佐川町を幸せな町にするため、住民の幸せのためにというこれを、幸せのために、町一丸となって経営をしていくんだというこの方針を大きく打ち立てました。

中期の経営方針は、これは 2 年間ずっと変わっておりませんが、人が一番の財産である。佐川町の人が生き生きと輝く町をつくる。これを打ち立てております。それをもとに、2016 年度、来年度の佐川町の経営方針としまして、第 5 次総合計画に基づくまちづくり、アクションプランを一步ずつ前に進めていくために、地域の課題を

自分ごととして捉え、主体的に考え、そのアイデアを実行に移す。このことを来年度の方針ということで打ち立てております。

そのもと、各課に期待をする事項ということで、課ごとに期待する内容を細かに伝えて、それをもとに各課で事業、予算編成を組んでくれということで指示をいたしました。

以上、私からの予算編成方針の説明になります。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。28 年度予算編成について、経営理念、経営方針聞かせていただきました。全てが住民の幸せのためにということで、今回の予算が組まれたということだと思います。

そういった中でですね、予算の内容、28 年度の特徴ですか、そういったところをお聞きしたいわけでございます。総務課長というところではありますけれども、まず先にですね、町長としてアピールしたい、私はこの事業、思い入れがあるといいますか、こういった、住民の幸せのために、ことはこういう新しい事業を、あるいはこういったことに取り組んだということがあれば、お聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。行政報告と重なるところがほとんどになりますけれども、改めて説明をさせていただきます。

重立った事業の概要についてですが、まず 1 つ、地域づくり事業としまして、集落活動センターの整備を進めていくということで、斗賀野、黒岩、加茂の集落活動センターの新築工事と、あと委託料として 2 億 8,373 万 4 千円を計上しております。

次に、黒岩中央保育所の新築工事、今、設計を進めておりますが、来年度は工事を完了して、3 月に引っ越しをして新しい保育所として使用できるようにということで進めておりますが、委託料、工事費、設計管理ですね、管理の委託料と工事費などで 2 億 6,795 万 6 千円を計上しております。

続きまして、地域おこし協力隊事業、2 年間進めてまいりましたが、来年度もさらにもう 1 歩進めようということで、新たに、以前もありましたが農業、農業の担い手をやはり確保するという一方で、地域おこし協力隊を活用したいということで進めておりまして 2 名。自伐型林業の推進は 12 名です。3 年目を迎える者、2 年目の者、1 年目の者と合わせて 12 名になります。

あと観光振興に2名。あと芸術、これまでの地域活性化で芸術を通した活動をしてこられた方を1名、総合型ということで採用しまして、合計21名の協力隊員を採用する予定であります。この事業につきましては、9,455万4千円を計上してます。

あと移住促進の事業につきましては、県外への情報発信、PR事業の推進、移住相談会への参加、あと移住促進住宅の管理費用など1,251万4千円を計上しております。

そのほかにも、いろいろ事業、多岐にわたってありますけども、重立ったというところで以上の事業について説明をさせていただきます。以上です。

4 番（森正彦君）

重立ったものについてはそういったことで、新しいこういったことを事業に加えた。集落活動センターとか、そういったことでございます。74億8千万と大型の予算となっております。これは第5次総合計画に基づいたものであらうと思いますが、そういった事業、総合計画に基づいたのは、こういった事業ですよ。またそれから地方創生に関する事業は何でしょうかというところ、総務課長お願いしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。先ほど町長のほうから、大体の概要のほうの説明ございまして、行政報告等もございまして、大体、町長の答弁で網羅を押さえているのではないかと思いますけれども、私のほうからも予算編成に当たりまして、一言申させていただきます。

まず、町長のほうから申されました編成の方針につきましては、ダブリますけれども佐川町の経営理念、それから経営方針、また来年度、28年度につきましての経営方針、これは第5次総合計画に基づくまちづくりを一步一步前へ進めていくための各職員が地域課題を自分のものとして進めてくださいと、そういう事業を取り上げてください。ほかにですね、また国の進める地方創生に関する策も取り入れてくださいよというふうな指示のもとに編成がされております。

やはり、予算編成の中で一番大きなのは、もう同じことですがけれども5事業、5事業といいますのは、やはり斗賀野、黒岩、加茂の各集落センターの建設事業、それから黒岩の保育所の建設、それから霧生関公園の5事業がですね、佐川の未来を元気づける主要な事

業だというふうに捉えております。

また、これも町長も申し上げましたけれども、特色のあるといいますか、やはり地方創生の関係では、地域おこし協力隊事業、それから移住促進事業と。それから福祉の拠点として充実した運用を目指します斗賀野地区や尾川地区でのあったかふれあいセンター、この事業なども特色ある事業として挙げております。

また新しい事業としてはですね、6月には改修が完成します竹村家、旧竹村呉服店で住民活動を行うための管理運営事業、それから教育のほうではですね、町の教育的資源を活用しました地域ぐるみふるさと教育推進事業、それとかですね、にじいろ交換コンサートも教育委員会のほうでもやるようになっております。

また廃止をします事業としましては、最近の通信機器の普及によりまして、利用実績が少なくなってきました緊急通報体制等整備事業というものとかですね、公民館講座としてやっておりました名教館 21 事業などが挙げられるところでございます。

これらのの主要な事業や特色のある事業、既存の継続事業も含めまして、町の事業、施策を確実に進めていくためにですね、総合計画とのリンクがどうなっているかというのがですね、今度勉強会のほうで資料をお渡ししますけれども、予算勉強会の、その当初予算総括表、毎年出さしてもらってますけども、その各事業、各施策がですね、総合計画のどの施策とつながっているかというふうなことも記述をさせていただいております。

そしてまたその総合計画との兼ね合わせといいますか、そこにつきましては、今から、28 年度から 10 年間の 10 年計画について、各施策のスケジュールをあらわしたものの、また 28 年度の単体の年度において、総合計画の各施策のスケジュールをどういうふうに、スケジュールは月割りスケジュールをあらわしていくというふうな作業もしております。

こういうことをしまして、適切な慎重管理を行いまして、総合計画に基づいた町の施策を進めていこうとしております。何とぞよろしく願いいたします。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。総合計画にしろ地方創生にしろ、予算編成方針のときから既に、そういうことを基本にやってくれておると。その後についても、今後のチェックもしていくというお話でござ

ざいました。そういったことがされるということで安心するわけ
でございます。

新しい事業と廃止する事業ということでありましたが、佐川町の
予算、限りがあるわけでございますが、増えるものがあれば、ある
程度減るものもなければいけないと思うわけでございます。これは、
いわゆる選択と集中と言われていることでございますが、この選択
と集中についてということに関しましてですね、今回の予算と直接
関係ないにしてもですね、こういったことはですね、常にしていかな
ければならないと。時代は常に変遷していると。そうすると事業
の内容も変わってこなければならぬと。でも新しい事業をやると
すれば、どこぞ、財政の関係があると廃止することも必要になって
くると。

そういう集中と選択という考え方についてですね、副町長にちょ
っとお伺いしたいと思いますが、なぜ副町長に聞くかと言いますと
ですね、これは 20 年前から言われていることでございます。副町長
は非常に長い経験の中からそのことについてよく御存じだと思いま
すので、その集中と選択という考え方、今もあったものじゃないか
と私は思いますけれども、副町長、ちょっとそのあたりをお願いし
たいと思います。

副町長（村田豊昭君）

御指名をいただきました。森議員さんにお答えをさせていただき
たいと存じます。具体の新しい事業また廃止事業は何かということ
につきましては、後ほどまた担当課長からも御答弁あらうと思っ
ておりますが、ちょっと見方を変えて、総論的にお話をさせていただ
きたいと思います。

まず、町長から年頭の行政報告がありましたように、近況の進捗
状況は町長が行政報告で説明したところでありますし、28 年度の特
色の重点事業につきましても、先ほど町長がお答えしたとおりで
ございますが、いわゆる新総合計画の初年度の年であるということで、
実施計画は今後 45 の施策について詰めていって、それを網羅した
段階で、議会にまた御相談申し上げる流れになっておるところで
ございます。

そこで、選択と重点施策の中との、その集中と選択ですかね、い
わゆる優先順位の高い施策の問題の施策の方法だと思ってます。昔
はスクラップアンドビルドとか、いろいろ行政改革の中でいろんな

議論がされてきましたけれども、今の時代、いわゆる優先度の高い施策をどのように選択していくかということでございます。

基本的に、町長と2年おつきあいさせていただきました。基本的に町長の考え方は、国、県の流れのセオリーに従ったやり方だと自分自身は考えております。

まず、いわゆる今回の先ほど町長からもありました集落活動センターとか、それから包括支援センター、各旧村単位で早くやっていくっていう考え方でございます。これは、国のほうで地方制度調査会が示しておりますように、いわゆるコンパクトシティ、25万都市以上想定されているようでございますが、高知県には高知市しかありません。

それを受けて、当町はどう生きていくかということは知事さんとも言われてますように、その前段の小さなダムのような役割を果たせるような施策やってください。うちの1万少しの規模におきましては、その小さなダムの役割を果たすのがまた1つの目標、知事さんの言われるそれを目指すというのが、それ1つの考え方だと思っております。そういう面では、国の考え方、知事さんの考え方、それを受けて、町長がまず集落活動センター、包括支援センター、みんなが話し合えるそういう場を早急にやりたいと。2年前から公約されてきたとおりでございます。

それからそれへ、今の現代の流れにおきましては、いわゆる地方創生、5年間これ限定でございますが、国が、いわゆるどう言いますか、地域がアイデンティティ、いわゆる個性を生かすような、全国のまちづくり、村づくりをやりなさいということで、5年間限定のプレミアム施策と申しますか、そういった1兆円規模の財源保障しながら全国に投げかけている、それを町長は利用いたしまして、先ほども町長から御答弁ありましたとおり、いわゆる地域おこし協力隊中心に、重複しますので、自伐とか農業とかものづくりとか、等々と、そういう施策も展開しておるところでございまして、そういった流れの中でいってると思っています。そこはうまく今の総合計画と新たな実施計画をかみ合わせながらやっていかなければならないと考えております。

それから、対極する財政面という面が1つにあります。そういった意味では、前の議会でも答弁させていただきましたので、余り重複は避けたいと思いますが、22年のいわゆるプライマリーバランス

の問題がございます。今のアベノミクスの流れ、経済成長2%、ちょっと不透明でございます。いろんな事情が、そりゃあもう外の事情、内の事情いっぱいあると思いますが、不透明な段階の中で、そうすると2020年に国際公約しましたいわゆる需給バランスをとるとなれば、かなり大幅な税制改正等々、さらに消費税アップ、そういうことを想定しない中では、かなり地方財政計画は絞られてくると感じてます。

そうなれば、地方財政計画が絞られれば、いわゆる国の補助金も一定絞られると。そういう考え方も、絶対絞れんけど、福祉関係、少子化関係、そういうのもございます。そういった中で、どのように選択していくか、という議論が出てこようと思ってます。そこも、総合計画の中でいろんな議論を踏まえて、最終的には町長が決めるわけですけども、いろんな議論は展開していかなければならないとそんなに思ってます。

それから、財政面におきましては、当町のような、高知県のような交付税に頼るような団体は、もうそんなによくはありませんが、おかげさまで私どもがずーっとやらしていただいた財調も、議員御存じのとおり、いわゆる財調と特目含めて40数億円ございます。から、悪い中でもそれなりの財源はあると思っております。半分残しても、緊急時の災害というのは一応対応できると。それやったら、前向きの、そういう地方財政計画がプライマリーバランスの関係で絞られる中なら、一歩前へやってはどうかというのは、2年間お仕えした町長とは同じ考え方でございますので、そういった面で去年より、ちょっと一歩前へという感じは、私も町長と同じ考え方を持っております。

それから、反面、そしたら財政がちょっと増やしてえいかということにつきましては、もう、過去2年間、松浦議員初め貴重なアドバイスをいただけてます。もう、基金の見直し、それからまだ進行中でございますが、公共施設のいわゆる洗い直しをして、不要不急、いわゆる利用価値のないやつは、もう普通財産に振りかえて、基金へいれたらどうか、売却して。

そういう片一方では、女房役と申しますか、財政家計簿を守る立場としては、そういう、使った分を補充、基金へ補充するような考え方も、一方では持つておらなければならないとは思ってますが、そういったもろもろを含めて新しい年度の出発でございますので、

どうか、議会の皆さん方の、今度の実施計画のがで、かなりの議論が出てこようと思いますが、前向きな首長の言う住民の幸せのために頑張ってまいりたいと思ってますので、どうかよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

4 番（森正彦君）

若干ではございますが、違う角度からも御説明をいただきまして、大変よく、大変と言うほど私もよくわかっておるかということに関しては、あんまり自信はないですけれども、わかりました。ありがとうございました。

残高、ちょっと忘れましたが、起債、ことしですね 74 億という大型予算、積極予算ということは、起債も増えるでしょうし、それから繰入金もあると。いうことで、財政面での数字の若干の赤字は否めないとは思っておりますけれども、私も、副町長の言われる、あるいは町長の言われる、この程度であれば、やっぱり踏み出すことは必要だと。やるときはやるよということも必要だと私は本当に思います。

ためるだけが行政の今の仕事ではないと。やっぱり町民のために、限られた予算の中で何ができるかということは大事だと思います。起債残高も、あるいは基金の残高にしても、それほど大きく悪化ということではないというふうに捉えております。

今回の予算の中で、特に地域の発展というところに大きな配分がなされておるということで、地域としてもこれから、その施策を生かしていくようにしなければならぬというふうに思っておりますのでございます。予算については、以上でございます。

次に、総合計画についてお伺いします。

町長は、これまで町の進むべき方向への羅針盤となる総合計画に力を入れてきました。その総合計画ができあがりました。町長はどのように評価されているのでしょうか。まず、町長からお願いします。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。森議員の質問にお答えさせていただきます。総合計画の自己評価ということで、大変口幅ったいというか恥ずかしい部分もありますけれども、自己評価ということになろうかと思えます。大変すばらしい総合計画ができたんじゃないかなあというふうに思っております。

それは、役場の職員初め多くの住民の皆さんに計画策定に参画をしていただいて、その中で、すばらしい未来をみんなで思い描きながら楽しく議論をして、こんなことをやったらいいよね、自分たちがこういうことをやりたいよねっていう、その言葉、思いを紡ぎ合わせて、最終的にまとまった総合計画だというふうに思っております。

その思いの分だけ、私は、すばらしい計画ができたんじゃないかなあというふうに思ってます。2年間かけてつくってまいりました。最初は、かなりの労力だし、結果としていい計画がまとまるかなあ。まとまるためには、これほんと一筋縄ではいかないなあという不安も若干はありましたけども、いろいろな方に助けていただいて、佐川町の第5次総合計画、まとまりました。

この場をお借りして、かかわっていただいた全ての皆さんに、ありがとうございます、という感謝の気持ちを伝えて、私の回答とさせていただきます。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。今回、策定された第5次総合計画を見せていただきました。この計画の策定の、私は、取り組みを高く評価したいと思います。町民が一体となってみんなで作る。みんなで作る総合計画であったところが大変よいところだと思います。その、町民一体あるいはその取り組みの形の中です、まずは役場職員、コアメンバー26名がかかわったこと。今までは少数の職員しかかかわってなかったために、十分な理解と広がりがなかったというふうにも思っております。

また、多くの町民が参加したこと、しかも中高生まで参加しています。このことが、佐川町は自分たちの町だと。この町を自分たちの力で、自分ごととしてみんなでよくしていこうということにつながると思います。これは、総合計画も自分ごとということはどうたわれております。そのとおりだと思います。

この今回策定された第5次総合計画でございますが、まず最初に表紙のキャッチフレーズ「チームさかわ まじめに、おもしろく。」これはもうほんとに柔らかくてよいと思います。これから10年のまちづくりに「チームさかわ まじめに、おもしろく。」と町民が1つになってですね、そして楽しいまちづくりをしていくということがよくあらわされていると、私は思うところでございます。

そして、この中の序章ですが、これは総合計画の策定にあたってというところでございます。この計画策定の趣旨、計画の特徴、それから幸福度指標の導入。これなんかも非常に私はいと思いますし、こういった計画策定のプロセスが非常によいと私は思っておるわけでございます。役場職員のかかわりや住民へのヒアリング、そういったこと、本当にそのあたりが大変いいと。そのあたりがあつてこそいい計画ができるし、今後に生かせるというふうにも思うわけでございます。

序章、それから次は第1章、これ佐川の今ということですが、これもよく調査分析ができていると私は思います。

それから第2章の佐川の未来像、これ、この計画ではページ、60ページですが、これは、この冊子の中でも非常に大きな字で、ゴシック体で、それからわかりやすい文章であらわされています。佐川を愛し佐川の未来を思い描く、とかいうところから始まって、最後は、さあみんなでつくろう！まじめに、おもしろい、というところで閉められておりますが、これについてもですね、中学生以上なら誰でもわかる平易な言葉で、わかりやすく楽しそうに基本理念が示されていると思います。

それから第3章の未来を実現するためには分野別の施策となっていますが、具体的な施策がですね、時代を背景として網羅されていると私は感じております。

少し長くなりましたが、この策定にかかわっていただきました博報堂の笈さんか、ソーシャルデザインを描く上でですね、町の全容を知ること、声を聞くということ、それからデザインする、そういう手法が生かされておまして、よい総合計画ができていると思っておるわけでございます。策定、御苦勞でございました。本当にいいのをつくっていただきまして、ありがとうございました。

しかし、これからが始まり。さあ、始まりだということになるわけです。この計画の実現のためにどのようにしていくか、お伺いしたいと思います。まず実施計画はどうするのか。それから本冊と別冊とあるわけですが、本冊はこれですが、別冊はどんなふう、どうなっているのか、その別冊の内容。その別冊は、内容はどのようにしてどういう内容でつくられるのか。そういった内容のこと、それをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答をさせていただきます。本冊については先ほどの内容と同じなんです、別冊につきましては現在、修正しております、本冊の中ですね、もっと具体的な、各分野ごとの、ワークショップで出されたような内容の事柄をですね、盛り込んだ誰にもわかりやすいような内容で、ちょっと絵のほうとか写真も取り入れて作成をするようにしております。もう間もなく完成となりまして、4月の10日のお披露目会にはぜひ発表させていただきたいと思っております。以上です。

町長（堀見和道君）

補足でお答えさせていただきます。まず実施計画はどうするのかという御質問がありましたが、現時点では特に実施計画という計画をつくる予定は、今、しておりません。10年間、各施策を、どこが担当として、主担当として行っていくのか、今、その割り振りを調整をしました。各課、担当ごとに10年間のどのタイミングでどの時期にそれぞれの施策を実行するのか、10年間の中に落とし込んでもらってます。あと細かく、事業ベース、事業ごと、来年度でありましたら、実際実施する事業名で、総合計画のどの施策にリンクするのか、それを1年間の中、どういうスケジュールで実行するのか、それを今つくってもらっている状況です。

それができ上がれば、それを全部整理をしてまとめると、恐らくイメージされてる実施計画というものになってくるのではないかなあと思っておりますが、その実際計画を立てたものに対して、報告を、総合計画の審議会におきまして、年2回、行っていきたいなというふうに思っております。

ですからPDCAがしっかりとサイクルとして回っていくように、10年間の計画におきましては、途中途中、当然見直しもしながら、修正を加えながら、しっかり、絵に描いた餅にならないように総合計画を回していく、ということで考えております。

別冊につきましては、各分野ごと各地区ごとのまちづくりサロン、ワークショップで、こんなことをやると幸せな佐川町になる、と考えていただいた、こんなことをやってみようっていうことを住民の皆さんにわかりやすく伝えられるように25のアクションということでまとめさせていただいております。これは全戸配布をします。4月になりましたら、全ての家に配布をさせていただいて、その別冊の本を見ていただいたときに、あ、私はこのアクション、このこ

とをやってみたいなって思っていたでいて参加していただけるような、そんなつくり込みにしたいなあと思って、今まとめたところであります。

実際に、それぞれのアクションを、1人でできることもありますし、チームでやらなければならないこともありますので、そのチームのつくり方、行政から声をかける場合もあるでしょうし、住民の方から、こんなチームをつくってこのアクション取り組みをしたいんだという申し出がある場合もあるでしょうし、その進め方について来月4月10日にかかわせみにおいて、総合計画のお披露目、披露をさせていただきますが、そのときにも、今後の進め方についてできるだけわかりやすく伝えられるようになればいいなあと思って、今、準備をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

町長から説明いただきました。別冊は全戸配布ということですが、本冊も全戸配布ではなかったですかね。チーム佐川推進課長お願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

本冊においてはですね、全戸配布は、する予定にはしておりません。

4 番（森正彦君）

私の勘違いでございました。わかりました。総合計画つくった場合、通常その実施計画いうのを今まではつくってきました。今回、実施計画はつくらないということのようでございます。

確かに、以前の実施計画、かなり無理がありました。10年のことですので。そういうことからするとですね、この総合計画にある分野別施策、そのあたりを各課がですね、これをベースにしながら、やはり毎年PDCAの中でやっていくということのほうが、より現実的かな。時代もかわってくるし、国、県の施策も変わってくる。それ、ベースはベースでこの総合計画はあるし、ここに、第3章未来を実現するためにもベースにあって、それから後、やはり比較的柔軟にやっていくほうが、かえっていいかなという感じは私もするわけでございます。

この後に、町民への周知はどうか、進捗管理はどうかということでございますが、先ほど御答弁ありました。あったと思っ

ております。そのお披露目会はやると。それから、別冊についてはわかりやすく各戸に配布して周知するということですが、あと進捗状況についてですね、町民との共有はどういう形でやっていくのか、おつもりなのかお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。町民の皆さんとの共有、周知ということにつきましては、町内には自分たちの地域のためにですね、さまざまな活動をしておられる方が、個人や団体があります。そのような取り組みを町民のみなで共有し合えるチーム佐川の日というのをですね、4月に設けることとしております。1年間で町民の皆さんが楽しくひたむきに取り組んだことについて報告し合う、そういう発表会を開催する予定としております。

総合計画の策定に当たり実施しましたアンケートの調査におきましては、個人や団体が新しいことにチャレンジする機運をつくることや、地域がチャレンジを応援する雰囲気をつくり出すことが、町民の幸せ度の向上につながるという結果も出ておりますので、このチーム佐川の日が町民の皆さんのチャレンジを報告し、応援し合うような場となるように進めていきたいと考えております。そういった意味で共有をしていきたいと考えております。以上です。

副町長（村田豊昭君）

森議員さんのお答え、ちょっと町長の答弁に対する受け取り方を、ちょっと私なりに御答弁したいと思いますが、町長は先ほど年度の計画を集計中であるということで、実施計画をつくるという考え方なんです、それを、例えば単独事業で、今後検討されますいろんな図書館とか、そういうもろもろの施設を何年にといたら無理があるわけですね。補助金がつくとかつかんとか、それから住民のやつとか、用地交渉ができるとかできん、いろんな部分で、最初からはめるんじゃないくて、町長の考え方は、いわゆるそういった中から先ほど聞かれた優先順位を決めていくと。そうしてケースバイ、流れによってローリングはしていくんだと、その計画の中で。だから、張り付けを固定化するような計画はつくらないけど、今、年度計画を集計中ですが、それができたら、自動的に実施計画と同じようなものになるんじゃないですかというのが町長の答弁だと私は捉えておりますので、よろしくお願いします。

4 番（森正彦君）

補足していただきましてよくわかりました。ありがとうございます。確かに、私もほんとに、張りつける、以前やったらスケジュールを全部、これは何年度からこの事業を始めますよって全部やってきたわけですけども、それは本当に無理があると思います。そういうことで、町長のそういうやり方で、結果的には実施計画になっていくというやり方は、私、本当に正解だと思います。

チーム佐川推進課長にお伺いします。ちょっとよく聞き取れなかったんですが、チーム佐川の日というのを設定するということでしたでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。来月の4月の10日にですね、まず、この総合計画ができたということのお披露目会を行う予定としておりまして、それ以降もですね、年度ごとに4月を予定しておりますが、チーム佐川の日ということ、日を設定しまして、そこでですね、町の皆様の取り組んでいることについての報告とか発表をして、みんなで共有し合ってわかっていくというような日をつくっていく予定としております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。もう1回確認ですが、参集の範囲というのはどういう範囲を想定されておると言いましたかね。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

参集といいますか、そのチーム佐川の日に発表するというメンバーということですか。

オープンにですね募集をしますので、佐川町内でですね、活躍している団体さんとか、個人でもこんなことをやったよとかいうような限定したメンバーとかは決めておりませんので、オープンに集まっていたいただければと思っております。

町長（堀見和道君）

私のほうから補足させていただきたいと思います。

まだ、かちっと全部決まっていないものですから、なかなかうまく説明ができませんが、この総合計画の取り組みを、当然、月々の広報でもお知らせをしますし、ホームページ上で佐川町の地方創生に関する取り組み事例、例えば植物について牧野公園をこういうふうに整備してますよ、とかっていう情報は佐川のブランドサイトのほうでしっかりと情報を皆さんに送れるように、これは住民の皆さ

んだけではなくて、とにかく幅広く、日本、世界中に、佐川町の取り組みが伝わるように、それはこまめに情報を投げかけていくということに取り組んでいきます。

その1年間の集大成として、チーム佐川の日ということをして、1年間の総合計画にかかわる取り組みの発表ですとか報告をしていただいて、できれば1年間を振り返った中で、あ、佐川町がより幸せになるための活動を本当にやっていただきました、ということチームとか個人の方に対して、表彰できればなぁと思ってます。そういう日を、1年間の振り返りの日として設けたいというふうに考えておりますので、これから1年後の4月に向けてはしっかりと詰めていきますので、また御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

第1回の発表会を実施する、それから後は年に1回、チーム佐川の日いうのを設定して、確認し合い、意見交換し合いしていくということ、これ大変いいことだと思うわけでございます。佐川町には、佐川町福祉計画、福祉活動計画というのがありまして、これはいわゆるみんなで福祉のまちづくりということで、これは毎年1回総会を開いて、また委員会役員は、年に数回会合を持って情報交換もしています。また課題を持った先進地の視察や中身の濃い研修も実施しています。

このことで、佐川の地域福祉は、高知県でも優れた活動をしている町だということで高い評価を受けておるわけでございます。佐川町の福祉計画、活動計画は、計画の策定と実践、推進が非常にうまくいった例だと思います。今回の総合計画は大変よい計画ができたと思います。せっかくのよい計画でございますので、画餅にしないように、この表題にありますように「チーム佐川 まじめに、おもしろく。」まちづくりを進めていただきたいと思いますし、私たちも進めていくことに参加していきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

最後に、町長さんのまとめ的な答弁をお願いしたいと思うけれど、もう大分聞きましたのでこれはもう省きます。これからみんなでいい町をつくっていこうということで頑張っていかなければならないということだと思います。

次に、新しい図書館の建設についてお伺いします。

佐川町の図書館検討委員会のほうから提言がなされました。その内容について、御説明願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

それでは私のほうから、佐川町立図書館整備検討委員会の提言書の概要を申し上げさせていただきます。

この提言書は、昨年の 12 月に取りまとめられたものでございます。提言書の内容は、町立図書館の現状と課題、そしてそれを踏まえた町立図書館に求められる役割、機能、管理運営、施設設備、そして最後にまとめということで作られております。

まず、全て言いますとかなり時間もかかりますので、概要的なもので答弁とさせていただきます。まず、町立図書館の現状と課題の部分で、やはり施設面が大きな課題となっております。提言書では、こう述べられております。

もともと図書館として設計された施設でないことから、機能的な配置、設備になっておらず利用しにくい施設になっている上に、築 33 年を経過したことにより、狭隘化や老朽化、バリアフリー化への対応が大きな課題となっております。これが施設面の課題でございます。

そして蔵書冊数でございます。図書館にとって大きな役割を果たす部分ですが、現在の蔵書冊数は、平成 26 年時点では 2 万 7,786 冊でございましたが、町立図書館の蔵書冊数は、日本図書館協会の公立図書館の任務と目標で示されている図書館の最低規模である蔵書 5 万冊を大きく下回っています。これが課題でございます。今後各分野にわたる蔵書資料の充実に向けた予算額の確保が課題になっている。と、まとめられております。

そして次に、今後の町立図書館に求められる役割、機能、管理運営、施設設備でございます。

まず役割につきましては、生涯学習の拠点施設・地域の情報拠点として、乳幼児から高齢者、障害者まで、それぞれの町民に応じたサービスを展開し、生涯にわたる学びと課題解決を支援する必要がある、となっております。

また機能につきましては、図書館サービス、蔵書冊数、開館時間、こういったことについて現状それぞれ課題がありますので、それぞれ課題改善に努めてください。

また管理運営につきましては、一貫した方針のもと、継続的に安

定した図書館サービスを提供するためには、町直営が望ましいと考える、となっております。

そして施設設備面でございます。まず、乳幼児、子供、高齢者、障害者、妊婦など、さまざまな町民にとって利用しやすい図書館として、バリアフリー構造とし、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする必要がある、となっております。

そして施設の規模としましては、日本図書館協会の公立図書館の任務と目標で示されている図書館の最低規模 800 平米以上を確保することが望ましいと考えとなっております。

また、建設場所、方法でございますが、図書館の役割、機能、施設設備を備え、文教のまち佐川にふさわしい図書館とするためには、新図書館の建設が望ましく、建設候補地として現図書館裏の町有地が考えられる。

なお、青山文庫については老朽化対策が急務であるが、図書館との合築については、新たな建設場所を確保する必要性が生じることや建設費がさらに増大することから、町当局において財政面を中心として慎重に検討される必要があると考えます。

また、まとめとしましては、最後に、町民の意見やニーズを踏まえた図書館づくりに向けて、スピード感をもって取り組まれることを強く要請します、となっております。

以上、概要でございます。

4 番（森正彦君）

概略、ありがとうございました。現状の課題、施設の老朽化、狭隘化、あるいは蔵書数の不足、そういったことがあります。そういったことが、多様な利用に対応できる状態になってない。閲覧室や書庫、倉庫スペース、そういったものは今のままではだめじゃないかというようなことがあるかと思います。

図書館法においては 800 平米以上というようなことも課題でありまして、現在それには足りてないということのようで、足りておりません。そういった課題があるわけでございますが、図書館の整備について、基本的に、整備すべきだということになっておりますが、図書館を整備するということに関しては、町長はどのように思っておいでますか。お伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。先ほど教育長のほうからも説明あ

りましたが、検討委員会のほうでもいろいろ答申が出されているという中で、やはり佐川町、文教のまち佐川にふさわしい図書館があるのが望ましいんじゃないかなあというふうに考えております。

やはり、図書館を整備した上では、その図書館がどのように活用されるか、どういう人がかかわって運営をしていくのか、住民参加型の運営がなされるのか、やはりそのソフトの部分がすごく大切だと思っております。その中身の部分をしっかりと住民の皆様の声も聞きながら、すばらしい図書館の整備ができればいいなあというふうには現時点では思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

住民参加で新しい図書館をとということで、私、賛成でございますけれども、整備するということにすると、今後のスケジュール的なものを、わかっている範囲でお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長（川井正一君）

スケジュールについてお答え申し上げます。この今後のスケジュールということでございますが、議会開会日の町長の行政報告で申し上げましたとおり、今後この提言書や青山文庫の耐震診断の結果などを踏まえながら、町立図書館と青山文庫の整備のあり方を検討したいと考えておるというふうに申し上げました。

したがいまして、現時点では具体的なスケジュールは定めておりません。以上でございます。

4 番（森正彦君）

提言書、私もいただいておりますのでございますが、最後のまとめにですね、多くの町民に利用される魅力ある図書館とするためにも、町民の意見やニーズを踏まえた図書館づくりに向けて、スピード感を持って取り組まれることを強く要請します、と。スピード感を持ってということですが、早う建てという考え方と、早くいい図書館を建てるためにですね、検討に入りなさいよという考え方もあるわけでございます。

28 年度として役場としてどういったことが、そういった図書館の建設に向けての具体的なことができるかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。やはり図書館を建てるということになります

と、新図書館建設ということになりますと、お隣の日高村さんの建設費等々を考えますと、3億円程度は必要ではないかというふうに考えておりますし、また、日本図書館協会が示しております公立図書館の最低規模800平米、そういったものを年頭に置くと、さらにその額が増大するということも考えられます。

要は、建設費等課題がございます。そしてもう1点は、提言書では、現図書館裏の町有地ということで建設場所が考えられるという提言をいただいておりますが、果たしてそれでいいのかどうか。まちづくりの1つの大きなモニュメント的な、まちづくりで大きな役割を果たすという図書館整備が、近年、全国的に見られております。そういったことを考えた場合に、今の新たな土地、建設場所を考えることも必要ではないかと思っております。

といった根本的な問題が非常に大きくございますので、少し時間をいただいて、平成28年度は、こういったことに真摯に向き合って考えてまいりたい。そういったお時間を、平成28年度は頂戴したいなあというのが、私どもの正直な今の現時点の考え方でございます。以上でございます。

4 番（森正彦君）

いろいろな課題がまだあると、建設に向けては、いろいろな課題がある、それをまず町内でじっくり検討したいというふうな内容であると思います。それはそれでもうそのとおりだと思います。

なお課題の中でですね、青山文庫との関係については、この建設の関係の委員さんに聞いてみますと、一応図書館の整備について協議してほしいということであったので、余り青山文庫のことについては、合わせて考えた提言書は余りよう出してないというような感じのこともありました。そらあそういえばそうですね。青山文庫は非常にまた違った分野でございますし、非常に大きなことですので、簡単には審議できないということであったかと思います。

ちょっと話が戻りますが、日高村が整備する、600平米規模の2億8千万ぐらいですかね。梶原町は、何か15億以上かけると。先ほど教育長からありましたモニュメント的なもの、全国に発信できるような、そういったものの考え方もあるかとは思いますが、しかし、ただそれほどのものにするとですね、それこそ10億それ以上ということになりまして、それが佐川にふさわしいかどうか、ということになると、私はどうかなと思うわけでございます。

佐川町はやはり、小さいというか余り大きな自治体ではありませんし、基金の残高も 40 数億ぐらいですので、余り身の丈に合わないようなことをしてしまうと、後々困るんじゃないかなあと。

そういったことも十分研究をしていただきたいと。こういった規模がふさわしいか、そういうことを検討するには十分調査をする必要があると。その調査を十分していただきたいと思うわけですが、その調査研究を、28 年度あたりにはぜひともやっていただきたい。検討するにはそういった資料が必要であるということですが、その調査研究についてどのようにお考えを持っておるか、お伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。内部的に、調査研究はしっかりしてまいりたいと考えております。四国の中でも、町村単位で平成 20 年代に新図書館の建設をされたところもいくつかございます。そういったところの資料の取り寄せ、またそういったところがこういった検討されて新図書館の建設をされたのか、そういったことも含めてしっかり内部的に必要な資料収集等々は、平成 28 年度はしっかりやってきたいというふうに考えております。

4 番（森正彦君）

少し細かくなりますが、28 年度予算、総額で図書館費は 843 万 3 千円。その中でのですね、そういった研修にかかわる費用っていうのは、どの程度、どの部分で見込まれているのでしょうか。ページ 129 ページです。

教育長（川井正一君）

いわゆる新図書館の建設のために調査研究するとして、新たな予算は編成ということはしておりません。既存予算の中で、必要な資料収集、そういったものをしていくということでございまして、まずは、先ほど森議員さんもおっしゃられましたとおり、足もとを固めなければならないというふうに思っております。

新図書館建設に向けて、図書館単体でまず建設するのか、あるいはいわゆる青山文庫との複合施設を検討するのか、またその基本的な部分をまずしっかり固める必要があるかと思っております。そういったことを固めた上で、今後、新図書館を一定どういう方向で建てるかという方針が定まった後には、当然、新図書館の役割、機能、施設、等々そういったものを詳しく調査研究する必要がある

かと思っております。

そのためには、当然多くの先進的なところを見に行ったりとか、いろんなことも出てこようかと思っておりますが、来年度はまだそこまでの時点のことではないと。まずは足もとを固める、そこが平成 28 年度であるというふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

足もとを固めるということでございますけれども、予算はなくても、できることはできるわけですから、十分、とにかく十分調査をしていただくと。そういったことがその規模決定の根拠とかになるわけでございますので、十分調査研究をしていただきたいというふうに思います。

新しい図書館を建設するということになると、先ほども出ましたが日高村でも 2 億 8 千万の建設、これは図書館法の 800 平方メートルにはちょっと足りてないということでございます。

図書館、建設するとなればですね、後で、しまった、もっとこんな機能を持たせておくべきだ、とかいうことになってはいけないと思います。図書館は、今後何十年も利用するものでございますので、例えばですね、30 年かけて支払うような起債も起こしてですね、今後利用する人にも負担してもらおうという考え方もあるかと思えます。将来負担を残すという考え方もあるし、将来の人にも負担をってもらうという考え方もあるかと思えます。それから補助金も活用しなければいけないと思います。木造あるいは C L T、そういったものであればまた補助金が出るやかにも聞いておりますし、それから基金を積み立てしていくということも必要ではないかと思えますが、その資金的な考え方について、どう思われているでしょうか。お願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。図書館建設につきましては、残念ながら国庫補助金とか、県の補助金は、図書館という名目ではございません。ただ、先ほど森議員さんがおっしゃられましたように、木造でやった場合には、県産材の活用という視点で一定補助金がいただけるということになっております。いただけるのはもう、補助金というベースで考えますと、それだけでございます。

あと、数億円は町の持ち出しということになりますので、その建設資金の、どのように捻出していくかということについては、基金

の動静、そういったことも視野に入れながら、今後考えていきたいと思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

まだ先のことにはなるかと思えますけれどもですね、先ほど町長からも若干出ておりましたが、この図書館の整備にはさまざまな課題があるわけですが、この課題解決と町民の夢を実現するためにはですね、町民と一体となった取り組みが必要になると思います。

総合計画の、未来をつくる、みんなが主役のまちづくり、これを実践するためにも、町民の参加の取り組みは欠かせないと思います。そのことは図書館への理解を深めることとなるわけですが、さらには、建設後の利用促進にもなります。

どんな図書館がほしいとかいうことで、町民の参加についてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今回、提言書の内容等、先ほど御説明させていただいたんですが、この提言書を取りまとめるに当たっての検討委員会は 10 名の委員さんでお願いしておりました。その内 9 名の委員さんは町民の代表の方でございまして、あと 1 名が小学校の校長でした。というふうに、もう既に、町民の皆さんの幅広い意見が、この提言書の中には反映されておるというふうにも考えております。

今後さらに、この提言書を踏まえて、図書館整備の一定の基本的方向性を決めた後には、より具体的に中身を検討していく必要が生じてきます。そういった際には、当然多くの町民の皆様の御意見もお聞きしながら中身を詰めていくということは、もとより大事なことでと考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

若干関連がありますので、現図書館の運営についてお伺いしたいと思います。とかの元気村が指定管理で運営してまいりました。28 年度から町の直営となるわけですが、この町の直営の間にはですね、運営のあり方なんかのノウハウもしっかり確立していただいたらええと思います。

そこで、1 つには、28 年度からの図書館運営、図書館協議会というのがありますけれども、これはまあちょっと有名無実化しておる

と。やはりきちんとした協議会のあり方というのを持っていていただきたいと思うわけでございます。そういった中から次の図書館運営というのがきちんと行われると。

それともう1つは、できればですね、もっと、勝手連的に意見の言える場、それはもう報酬はいらない、けども図書館のために情報を提供したいとかいうその町民の会的なものをつくることに関しては、可能でしょうか、不可能でしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。元気村さんがやっていたいておるときには、元気村さんのほうで図書館の運営の委員会をつくっていただきまして、その運営の、当たってさまざまな御意見を吸収して、ええ方向で運営がなされたというふうに考えております。

今後、町の直営になった場合は、図書館運営協議会をしっかりとこしまして、やはり、今まで運営に携わっていただいた元気村さんの方にも、どなたか入っていただきたいというふうに思っております。ですが、そういった組織をしっかりと活用して図書館運営に当たりたいと考えております。

それから、図書館のために、いろんな町民の皆さんの御意見を聞く会、まずは町が直営で4月からスタートしますので、そこら辺が円滑にスムーズに運営させるために、幅広い町民の皆さんの要望なんかは聞くということは当然あることだと思っております。それをどのような形でやるのか、また少し検討もさせていただきたいと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

それと、元気村のときに非常に苦労したのは司書さんの確保でございます。非常に報酬が低くって御迷惑をおかけしたというところでございます。

今後新しい図書館をつくっていく上では、やっぱり人が核になる。司書の方が大変重要な役割をし、占めるわけでございます。これからの直営の中でもですね、そういう将来に向けての育成といいますか、選定といいますか、私なんかは高知市民図書館なんかを利用した場合に非常にこう、多分臨時の方やと思うんですが、よくわかってらっしゃるんじゃないかなあと思われる人がたくさんおいでます。そういった、人も視野に入れてですね、人選を進めていくというのも大事じゃないかと思えます。よその人でもですね、お嫁に

来てくれるかも知れませんが、移住ということになるかも知れません。やっぱり人材を確保ということで、今から、やっぱり準備しておくということも大事だと思いますが、これはもうお願いということにいたします。

ということで、図書館の建設整備は、町にとって大変重要な施策であります。副町長からありましたコンパクトシティじゃないですけども、この地域の、佐川町は核となって、ダムとなって、コンパクトタウンといいますか、この地域にとって非常に大事ですし、佐川の図書館なんかにとってもやっぱり、越知からも来る、来ておる方が現実においでますが、そういったことから佐川はいいなっている町としてですね、発展していかなくやならないと思いますので、十分な体制で、十分な調査研究を進めていっていただきたいと思います。

図書館については、これで終わらせていただきます。

もう、時間大分経過しましたので簡単に終わらせたいと思いますが。

農政についてですが、渡辺課長、今年の3月でとりあえず定年ということになります。長い間御苦勞でございました。ありがとうございました。在職36年のうち21年の長きにわたり農業関係に携わっていただきました。私もJAで営農指導員として農業の振興の任務についていましたので、渡辺課長とはずいぶん長いつきあいとなります。その間斗賀野地区では、近代的な農業の基礎となる土地基盤の整備が進められ、その後の土地の有効活用についてもですね、ハウス園芸の振興や生産、販売施設の整備、後継者の育成等、役場とJAが一体となって取り組んでまいりました。

今の話は斗賀野のことが中心となりましたが、課長にはですね、町全体としても変遷する農業情勢に対応して、農政という立場で佐川町の農業振興の中心となって活躍していただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

それでは質問でございます。

第5次佐川町総合計画の策定がされました。この計画は佐川町のこれからの10年間の羅針盤となるものでございます。この計画の中、佐川町では農業はどのように位置づけされているとお思いでしょうか。ちょっと太い質問でございますが、お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

森議員から御質問いただきました。本当に長い間お世話になりました。第5次佐川町総合計画、未来ビジョン実現に向けて、今後10年間で45の施策がとり行われます。その中で、産業と仕事という分野に農業関係ございまして、一人一人が個性を生かし、生き生きと楽しく働ける雇用環境、ビジネス環境を整備する、とこういった方針が固められております。

そしてその中には、7施策の取り組みを実現することになってございます。農業におきまして、この1つ目としまして農業振興と6次産業化の推進というものがございます。取り組み内容としまして、農業基盤整備の推進、農業所得の向上に向けた学びの窓充実、農作物の6次産業化の推進、耕作放棄地の整備と活用の推進、農家を支える仕組みづくり、とこういったものがうたわれてございます。

2つ目としまして農業、商工業の後継者対策の推進であります。こちらは、新規就農者の支援、農商工の基盤継承の推進、広報活動などの情報発信強化、事業継承の推進となっております。またあわせて教育分野のほうにもございまして、地域の歴史文化、産業を学ぶ場の機会の充実、また環境景観保全活動の推進、とこういってところでもとり行われております。

このように農業は、産業の中での重要な位置づけにあるというだけでなく、環境や農村文化の一翼を担う機能としても位置づけられておることとございまして、まさにすばらしい総合計画ができたと思うております。これを見事10年継続していけば、先ほど、私が方針のところで言いましたとおり、それ以上の成果が上がるものと思うております。

4番（森正彦君）

農業は町にとって大切な基幹産業であるとともに、町の景観や環境、そして文化も育んでいます。しかし、中山間の農業は大変厳しい展開が予測されます。この厳しい状況にどのように立ち向かうか、渡辺課長に聞いてみたいところとございすけれども、もうおしまいとございすので、最後にですね、お礼を、ひょっとまたどんでん返しがあるかもしれませんが、そのときはどうぞよろしく願いしますが、長い間、本当にありがとうございました。お礼を申し上げまして、今回の私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4 番、森正彦君の一般質問を終わります。
ここで、35 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 25 分
再開 午後 2 時 35 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋でございます。通告に基づきまして 3 点ほど質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、私の所見を述べさせていただきます。

今、佐川町では、第 5 次佐川町総合計画、10 カ年計画が、チームさかわ まじめに、おもしろく。というスローガンのもとで素案が提出され、今はそのまとめに入っていると受けとめさせていただいています。素案にかかるまで 19 カ所で地区懇談会を始め、住民アンケートまた約 200 名ほど参加のしあわせ会議、未来づくりサロン等、コンサルタントの助言をいただきながら、住民と行政の協働企画の貴重な計画案だと考えています。その計画案が、28 年度のスタートとして、多面的に実施されますことを願って、次の 3 点ほど質問させていただきます。

まず第 1 問目は、男女共同参画の必要性についてです。今、どの自治体も、少子高齢化と地方創生に力を注いでいますが、気をつけなければならないことは、地方自治体同士のぶんどり合い合戦になってはなりません。そのためには、在住している町民の一人一人が資質のパワーアップや、その土地、土地の資源をどう生かしていくかにかかっていると思います。

その視点で、意識改革とともにスピード感のある実行が必要であると考えます。私は、その観点から、歴代の首長に事あるごとに訴えてまいりました。男女共同参画の必要性です。今では、国も県も政策の場に女性の登用等に力を注いでいますが、特に、県では平成 16 年、いわゆる 11 年前です。男女共同参画社会づくり条例を定め、平成 26 年度は審議会等の男女の構成は、女性 33.5%で、31 年の目

標は、均衡としています。

佐川町は取り組みが遅れていますので、12月議会でも提案を兼ねた質問をさせていただきましたので、その後の取り組みの進捗状況と、28年度からの計画と目標をどのように設定されているかお伺いいたします。

まず、審議会の女性の登用のパーセント目標、1つ。また町職の管理職の登用のパーセントの目標です。

総務課長（横山覚君）

今橋議員さんの質問にお答えをいたします。まず、男女共同参画実施計画の進捗状況でございますが、前回の定例会でもお話をさせていただきましたが、昨年ですね、12月の15日と、本年はですね、この2月の16日に推進委員会を開催いたしまして、委員の皆様方から活発な御意見や御提案をいただき、事業の内容それから実施スケジュールについて課題を整理するとともに、必要な見直しを行いまして、ほぼ計画内容が固まっております。

また、この実施計画の中には、既に取り組んでいる事業もございますけれども、推進委員会におきまして、新年度から重点的に取り組むものとしまして、計画の基本方針の1つであります意識づくりの、これからの男女間を考える、が取り上げられたことから、これらに関係する記事や男女共同参画の理解の一助となるような情報を広報に掲載していくことにいたしました。

またさらに、委員の提案によりまして、不定期の掲載になりますが、今月の広報から委員自身が原稿を作成します委員会だよりとして、男女がともに生き生きと暮らせる町というもので掲載をし、男女共同参画の意識づくりの啓発を進めていくことにしております。今後は細部について、担当となる各課局と調整を行いまして、来年度の早期には皆様にお示ししたいというふうに考えております。

また、当町ですね管理職ですか、そのパーセン程度でございますが、審議会等における女性の登用率が今、16.5%となっております。県下の市町村の平均がですね、25.1%ですので、今のところ県下34市町村中25番目というふうな状況となっております。以上でございます。

12番（今橋寿子君）

広報で、先だって、委員会の人の報告も出ておりましたので、ひとつそれが動いているかなと思って現状を把握しておりますが、一

番大事なことは、やはり啓発活動も大事ですけど、まず目標数字ってというのがまず大事だと思いますが、特に、男女、充て職だけではなく、女性の学識経験者が審議会の場合は絶対必要だと思いますが、その件に対しては議論をされておられませんですか。目標数といったしまして。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。私のほうから今橋議員の御質問に答弁させていただきます。

審議会等への女性の登用ということで、現時点では目標数値は設定しておりません。28年度中に、庁議におきまして、審議会における女性の登用率の目標数値を設定をしようということで、先日話をしたところであります。おおよそ4年後の目標数値になるのかなあとは思っております。審議委員さんの任期もございますので、平成31年度とか30年度とか、そのあたりを1つの目安にしながら、28年度中に数値目標を設定したいと、そのように考えております。

今、県のほうが32.数%ということですので、県が平成23年度に立てた目標ということ、4年前に立てた目標になりますけども、今の県の水準程度は目標としていきたいなあというふうには個人的には思っております。

あと管理職の登用率ということでございましたが、なかなかこれはですね、目標何%っていうのは決めづらいところでございます。その管理職というのは、男性、女性問わずですね、やっぱりその組織のリーダーとしてしっかりと管理職を全うできる人材ということになってまいりますので、この男性、女性っていうふうには私は分けては考えておりません。男性であれ女性であれ、しっかりと課を引っ張っていただける人材がいればですね、それ登用すべきだというふうに思っておりますので、目標数値ということで定めることはちょっと不適當かなあというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと、そのように考えます。以上です。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時45分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

12 番（今橋寿子君）

町長の今の御答弁では、特に管理職の場合は、男女問わないと言いますが、今までの流れの中で、やはり女性自身が出てない、管理職になれない理由というのは、やはり女性自身に対しての研修する場所、管理職とか、そういう支援体制も十分にできてなかったのが女性の割合が少ないんじゃないかとも思われますが、特に資質としては女性自身もみずからチャレンジすることも大事であります、そういう管理職を育てるという意味で、育成するという意味では、もっと前向きに目標数字を上げてでも取り組んでいただけたらというようなことにはなりませんでしょうか。あえて質問します。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。これまでどのような育成、研修が行われてきたかということは、少し内容を理解できない部分もあります。ただ、男性、女性問わずですね、やはり職員の資質を上げていく、管理職であれば管理職の役割を果たしていただく人材になってもらわないといけない。係長であれば、係長としての職責を全うするために何が大事なのかっていうことを、ちゃんと理解してもらうような研修もしなければいけないと。これはもう男性、女性問わずですね、やっぱり人の持つ能力を引き延ばすということは大事だと思ってます。

今月末には、各職責ごとに、職員に向けての研修もやるように、もう予定をしております。これからはしっかりと、それぞれの役割、それぞれ自分が求められてる能力、自分がどれだけ、どういう形で主体的に積極的に執務、業務にかかわっていくのか、そのあたりの意識を深めながら人材育成をあわせて行っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいなあというふうに思っています。以上です。

12 番（今橋寿子君）

なお、啓発活動の1つとしては、やはり女性も男性も、これから、家庭的にもいろんな啓発活動をしていかなければならないと思いますし、その手法としてはまたこれから、今の町長の答弁では積極的に取り組んでいかれるようにお聞きしておりますので、そのことについて、またしっかりとチャレンジしていただけたらようお願い

しておきます。

なお、特に、急いで、その審議会の場合ですけれど、特に急いで取り組まなければならないこの防災会議というところにも 15 人のうち女性が 1 人ということは、6.7%です。特に今、防災に対して、いろんな女性の立場でかかわっていかなければならないこともあると思いますが、早急に取り組む 1 つの団体としては、これに関しては早急に解散というか、改革の時期とか、そういうものを待たなくてもできるんじゃないかと思いますが、これに関してはどうでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。委員会等につきましても改正期、任期等がございまして、その任期に当たりましたときにですね、やはり女性の登用とかそういうふうな意識を持った人選等をするような形で周知をしていきたいと思います。

12 番（今橋寿子君）

それはいつですか。防災会議の任期は。

総務課長（横山覚君）

お答えします。申しわけございません。今ちょっとその任期のほうについて資料ございませんで、わかっておりません。申しわけないです。

12 番（今橋寿子君）

やはりその任期というのも 1 つの区切りではあると思いますが、先だって私、給食センターのほうの皆さんとお話しする中で、やはり早急に、あそこの委員の中にも女性が 1 人もいらっしやらないということは、充て職の人のメンバーばかりであって、女性がたまたまいなかったというお話を聞いておりましたが、けれどそれではどうしても給食に携わってきているのは、主に、特に生改さんとか、そういう知識人の人もおいでるし、そういう方が入られてないということは、ちょっと不合理ではないかということでお話をしている中に、やはり食に関するプロフェッショナル的な人が、女性として入るべきではないかというお話をしている中で、早速に検討するということを言われて、組織の中へ、メンバーの中へ女性の枠を広めるというお話も、前向きなお話もお聞きしておりますが、やはりその任期にどうしてもこだわらないかないものでしょうかね。もう一度。その改選の時期っていうかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。任期がある以上は、やはり任期はしっかりと守って運営をしていかなければいけません。それで、平成28年度の庁議の中で、それぞれ課が受け持っている審議会、協議会、運営委員会あります。で、それぞれの任期がいつで、改選時期がいつで、その改選に向けて男女の登用の仕方、どれくらいの割合になるのか、そういうことも含めて、28年度中に各課で責任を持って提案をしてくるようにということで、今考えております。その中で、全体的な数値目標を決めていきたいと思っておりますので、次の改選時期、それぞれの審議会、協議会の任期を迎えられたときに、しっかりと議論できるように、協議できるように準備をして進めていきたいと考えております。以上です。

総務課長（横山覚君）

佐川町立学校給食共同調理場の運営委員の名簿ございまして、ここに委員の任期がですね、27年の4月1日から28年の3月31日までとなっております。給食センターの運営委員の任期ですね。ことしの28年の3月31日で切れることになっております。以上報告します。

12番（今橋寿子君）

またそれは今、町長と総務課長の御答弁の中には、前向きな御答弁がありましたので、それは1つおきまして、特に女性がリーダーとなつてするのには、それなりの養成の機関というか、支援する方法が今、この間安芸市のことが新聞へ出ておりましたが、安芸市の場合は、女性リーダー育成が必要とされているので、去年度から、はちきん女性活躍支援塾等を立ち上げて、10年間で100人を受け入れるとの報道がされておりましたが、佐川町もある程度、目標数字を持ってチャレンジしていただきたいと思いますが、そういう支援の方法は、今のところ、具体的には考えられてませんか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。安芸市の取り組みですけれども、第2次安芸男女共同参画プランというのがございまして、それに基づきまして、議員がおっしゃられましたとおりですね、女性の社会進出をサポート、また女性の人材育成を図ることを目的にですね、いろいろな講座が、はちきん女性活躍支援塾というふうな形で開講されておるようでございます。

またこの講座につきましては、27年度から36年度までの期間を

設けて、6、8名募集しながら、10年間で60名以上の修了者を目標としておるといことでございますが、本町ではですね、まだそういうふうな女性向けの支援のための講座というのが今できておりませんけれども、まずは冒頭でもお答えしましたとおり推進委員会においてですね、意識づくりから重点的に取り組もうといことでございますので、まずはその意識づくりの重点的な推進といことに力を入れたいと思います。どうぞ、御理解、御協力をお願いいたします。

12 番（今橋寿子君）

それは前向きに取り組んでいただけるものと思ひまして、次に、特に最後に、少子高齢化に人口減少の対策の一番の妙案は何と言っても女性が子供を産み育てようとする機運とともに、その環境づくりであります。そのことについては、具体的な施策の1つとして、午前中に松浦議員や坂本議員の質問もありまして、町の地道な取り組みもされながら前向きな御答弁もされていまして、さらなる取り組みを御期待いたします。

中国では、国策として一人っ子政策をしています、我が日本では急に急速に進む人口減少に対しては、子供を3人以上産み育てる政策に取り組むべきだと考えております。夫婦は1足す1は2ではなく、1足す1が3以上になるように、兄弟は多いほど、子供たちみずから生き抜くための競争の中での助け合いの心や共生の精神が自然に培われていくものです。

そのためにも政策の場に女性の登用をすべきだと考えています。4月からの人事異動や審議会のメンバーの改選に対しても、条例等も含めて最善を尽くされることをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

2問目が学校給食と食育について、お伺いいたします。この質問も、12月議会でも提案を兼ねた質問をさせていただいておった折、それぞれの立場の方が丁寧にお答えをさせていただきましたが、改めて食育をとおした健全な体力づくりを、子供も大人も多面的に取り組む、町政といたしましても、今後の国保や介護保険に負担のかからない仕組みづくりを構築していく必要があると考えますので、再度、質問をさせていただきます。

まず1つ、学校給食の現状とその対策について、地産地消の需要と供給の割合です。いわゆる地域の食材を何%ぐらい使用されてい

るのですか。また、残食はどのようなのでしょうか。全国平均 6.9%、1 人当たり年 7.1 キログラム、原因は何なのでしょう。どのように指導されているのでしょうか。お答えください。

教育長（川井正一君）

私から、食育に関する御質問にお答えさせていただきます。まず、学校給食の需給のバランスということでございますが、学校給食で使用している食材のうち、お米と牛乳につきましては、全量、町内産を使用しております。また、野菜や果物につきましても、可能なものは町内産を利用するというので、年間を通じてみますと、おおむね約 3 割程度となっております。

ただ、これは地元産のはちきんさんから調達しておるわけなんです。やはり課題としては、地元産の野菜というのは、野菜また果物、これは天候の状況により生産量が左右されるため、必要な量の安定的な確保、これが困難であるということが課題となっております。

次に、給食の残量についてでございます。給食の残食量につきましては、小規模の学校では残食はほとんどなく、給食センターの栄養士によりますと、本町全体の給食の残食は、他の市町村と比べて比較的少ないということです。

データで見ますと、県下平均がですね、4 % ぐらいというふうに、これは県の教育委員会のほうで調査しておるんですが、平均 4 % が残食の量のように。佐川町、ある特定の月を捉えて一定調査なんかはしております。それでいきますと、大体 2 % 程度の残食の状況であるということで、佐川町は、比較的やはり少ないということが言えるというふうに思っております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

地産地消につきましては、今、割合は 3 割ということでございますが、やはり給食センターの皆さん方とお話をしますと、やはりできるだけ地産地消を使いたいという思いで、今、はちきんさんとか、先だっては斗賀野の良心市の方にも交渉してるっていうお話も聞かしていただきましたが、斗賀野の良心市は、特におじいちゃんおばあちゃんとか、お年寄りなので、責任のあることをなかなか難しいねっていうお話も聞いておりましたが、今、若い農業者を育てる意味も含めて、若い農業者にこういう給食に対してというような、町産業課等を含めて、若い農業者を育てる意味でも、こういう低農

薬であり、季節感も含めていろいろなものをお願いするとか、育てていくとか、そういうような施策に対しては、前向きに取り組んでいくような必要性はあると思いますが、教育長とそれから産業課のほうで、お答えができればしていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。地産地消を拡大していくというのは、もう私も基本方針でございます。そういった中で、ことしも過去もそうですが、ずっとはちきんさんと連携をとりながらやってきておりまして、はちきんさんを所管しておりますJAコスモスさん、そういったところとも、今後、いわゆる幅広く町内全般から調達するということの点について、今まで十分な取り組みができておりませんでした。

メインであるはちきんさんに、いろんなこちらからの必要量、また企画等を定期的に会なんかもやって、お知らせもしております。そういった中で、はちきんさんでの取り組みを拡大していただく、そういうことで今まで取り組んでおりました。

今後、そういったはちきんさん以外の部分で、そういった取り組みができるのか、一定量をこちらとしても確保する必要があるでございますので、なかなか一人一人とそういった契約ということは、なかなか難しいと考えております。やはり一定のまとまりのある団体とか、そういったところと、今後もう少し幅広く、そういった、私も給食センターに対して納入していただけたところがあるのか、それらについては検討してまいりたいと考えております。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

今橋議員の御質問にお答えいたします。町内でとれる農作物、これは一番大事なのは地元の皆様方に味わっていただく、そのよさを知っていただく、これが一番大事なことであろうと思います。その理解なくして外へ打って出ることはまずできんのじゃないろうかと私は思います。

ただ、今までの施策の中で、農協なんかの系統出荷、市場対応型のほうへいっておりました。市場へ行ってよそへ売り出して、えいものを売っていこうと。外貨稼ごうというのが1つにありました。

もう一方では、お年寄り方を初めとしてから、はちきんの野菜、はちきんへ出す、あるいは良心市へ出すと、こういうふうに二極化

をしておったと思います。今まさに、これから進めていくのには両方を進めていかないかん。

まず地元へ消費をしていただいて、そのよさを知っていただいて、よそから観光客等、佐川町いっぱい来ております。その中で、佐川町のこれはえいねえと、そこでみずからが宣伝マン、ウーマンになれてから、話ができる。このようなことをつくっていかんやいかんと思います。そこにははちきんとか良心市以外の新たな販売網とか何らかの必要性も出てきます。

この、今までできなかったことを、新たな、先ほども言いましたが総合計画の中で位置づけられて、そういった消費宣伝、地元から町外へ発信していけるような、本当の意味での地産地消、地産外商ができればと思うております。今までは、はっきり言うて、そこまで具体的な支援もできずに、ただはちきんの店の補助事業を導入したとか、一部のものの支援しかできてなかったのが実情でございます。

12 番（今橋寿子君）

佐川町は本当に、先だっても食改さんが国の緑綬褒章をいただいたように、本当に地道なボランティアで支えてくださってる方がいるし、また学校教育に対しても栄養士さんの指導が、どんなものがどんなにいいかというのを、心込めてつくってくださっている現場も見せていただきましたが、それで、今、残食が2%ということを知って、ああやはり長年に地道にやってくださったいろんな方々の努力で、佐川の子供たちは幸せなんだなあ、よその市町村ではまだ給食センターそのものがないところもある中で、佐川町の子供たちは幸せだなあという思いはしていつも、今改めてまた感謝にかえさせていたきたいと思いますが、今、産業課の課長の御答弁では、やはりもうひとつ多角的な支援の仕方っていうことを、またこれからの課題として取り上げていただければいいので、ぜひ、これから先、若い農業者と契約栽培をして、やはり今の若い農業者の方も、移住促進の形で、どんな形で入られるかはわかりませんが、やはりそういう本当に地元の人の健康づくりとか、そういうものに対して喜びを感じていける農業者をつくっていければ、生活の、金銭的には大変な部分もあるかも知れませんが、まず健康というものが一番大事なことで、それによって物事が動いていくという原点のことに視点を捉えていけるのではないかと思います。ま

たこれを機会に、改めて、佐川町が食育のまちづくり、健康なまちづくりという形で発信できていきますように、それぞれ、福祉課、そして教育の給食、そして産業の面とか、いろんな分野で連携をとりながら、1つの方向性を見つけていっていただきたいと思います。以上ですが、それに対して町長の御答弁はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今橋議員のおっしゃるとおり、連携をしてしっかり取り組みを進めてまいりたいと思いますので、またいろいろ御提言もいただければというふうに思います。以上です。

12 番（今橋寿子君）

すみません、通告にはあったと思うんですが、今、ちょっと言い忘れてましたので、教育長にお願いするんですが。学校教育について、子供たちの生活習慣病の予備軍が4割と厚生労働省や大学の医学部の医師たちの調査がされていますが、佐川町では今後そのことについて、対応されるお考えはありませんでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川町の子供たちの健康状態というのは、毎年健診もしておりまして、そういった状況を個々に学校のほうで把握して、必要な指導等はしてっております。

少しデータの的なもので申し上げますと、これは小学5年生と中学2年生ということになるんですが、毎年、全国の体力と体格調査等を行っております。これは5年生と中学2年生ということになりますが、そのデータで申し上げますと、肥満の状況のデータがございます。

全国の平均がですね、これ全国の数値ですので50万を超える数値になるんですが、正常の数値が、小学5年生の男子で87.6%、佐川町の男子が88.6%。5年生の女子が全国が89.8%、男子が91.1%。そして中学の2年生のまず男子、これが、全国が90.2%、佐川町が92.5%。女子が全国が89.5%、佐川町が91.3%というふうに、肥満という、これが一番成人病の原因になる部分でございますが、その視点で見た場合、今のところ佐川町の子供たちは全国平均を上回る状況、正常値というところでみますと、あります。

ただまあ個々の一人一人で見れば、必ずしも言えない部分もございますので、今後とも学校におきましては、毎年行います健康診断の結果、それを踏まえて個々の指導にしっかり取り組んでまいりた

いと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

子供たちの肥満度とか、そういうものは学校だけに任すつもりはございませんけれど、今の飽食時代に、いろんな意味で一人一人がまた足もとを見つめなければならないと思いますが、いろんな角度で、町民全ての方が、そういう食の大切さ、自分の命はいろんな命からいただいているということも含めて、また感謝の思いも含めて、人間教育の最低の原点であると思いますので、またそういう意味で、皆さんがそれぞれの立場で、またこれを高めていって、健康な子供たちを育てていきたいと思います。

まず、けれど大人も、終わりに、日本の平均寿命は男性が 80.2 歳、世界で 4 番で、女性は 86.6 歳で世界で一番です。しかし、健康寿命は、男性が 71.9 歳で、女性が 74.2 歳です。佐川町は酒文化といえども、私たち大人は暴飲暴食はやめて、たばこもちょっぴり控えて、健康第一ですので、国保や介護保険にも貢献していきたいと思いますので、子供たちに、特に大人の背中で語りかけていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に 3 問目です。

18 歳選挙権について、お伺いいたします。今、政治離れしている今日、18 歳選挙権が行使されていますが、主権者意識を佐川町としてはどのように高めていかれるおつもりですか。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答え申し上げます。平成 27 年 6 月に、選挙権年齢を二十から 18 歳へ引き下げる改正公職選挙法が公布され、本年の夏の参議院議員通常選挙から適用されることとなります。18 歳選挙によりまして全国で有権者が約 240 万人増えることになりまして、本町におきましては 230 人前後増えるものと推測をされております。

現在、県の選挙管理委員会におきましては、高校生、その 18 歳へ引き下げる関係におきまして、その高校生の当事者意識を掘り起こすことを目的に、県内の高校で選挙の仕組みやルールを周知するための出張授業が実施されております。

当町の選挙管理委員会としましても、今回の年齢の引き下げにおいて、高校生等に当事者意識を持ってもらうということにつきましては、非常に大きな課題だというふうに思っておりましたところでございますが、県の管理委員会と協力をし、また町の独自の取り組み

といたしましては、今回の新しい選挙制度の概要等につきまして、町広報紙で掲載をするとともに、その参議院議員選挙時に選挙人名簿に登載されます高校生等の有権者に対しまして資料を送付するなど、新しい選挙制度についての啓発を行っていく予定です。以上です。

12 番（今橋寿子君）

広報で啓発していくというか、お知らせをするということも大変大事な役割ですが、なかなか広報も隅から隅へ見てない人が多いので、私たちも拝読するように皆に呼びかけはしておりますけれど、佐川町の広報はなかなか隅々までよく行き届いてますよということは、前にも、よその議員の方から褒めていただいておりますので、けれどそれをまだ、活字で見るということはなかなか不得手な方もいらっちゃって、もっともっといろんな啓発活動をいろんな意味で取り組みをしていかなければならないのではないかと思います。

私は、先だって、ソーレで行われました男女共同参画フォーラムに参加させていただきましたが、その参加者のアンケートでは、90%の方が、夜間議会やクォーター制を導入すべきと答えられ、住民や 18 歳の若者にも地方政治を身近なものとして意識を高める契機になる、きっかけになる議会の存在感を増すとの発表もありましたが、高校生の模擬議会等の開催の検討はしてみたいでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えいたします。高校生となりますと、県立高校、私立もございますけれども、県立高校が対象でございます。まず高校のほうですね、そういうふうな取り組み、または県選管、それから県の教育委員会等の取り組みが第一義であろうかというふうに思います。

先ほどこちよっと言い忘れておりましたけれども、県の選管におきましては、先ほどの選挙の仕組み、ルール、周知するための授業、出張授業なんですけれども、佐川高校におきましては、全日制では去年の 12 月、定時制ではことしの 1 月に、そういう授業を展開しております。まずは町が高校に働きかけるというよりか、高校がですよ、高校サイドがどういうふうな取り組みをしたいか、いうふうな形で取り組みを進めるべきではないかというふうに思いま

す。

12 番（今橋寿子君）

佐川高校は、あくまでも県立高校ではありますが、佐川町にあるので、やはり向こうからの働きを待つというのも大事ですけど、こちらのほうからも働きかけというか話し合いというか、いい方法を探すためには、1つの提案だと思いますので、また前向きに取り組んでいただいて、またほかにまたえい施策があるようでしたら、またできるだけ早い機会に行動に移しつけていくような仕組みづくりをぜひ真剣に捉えていただきたいと思います。

今、ちょうど今言いましたように、本当に政治離れも全体でもしておりますので、これがいいきっかけになって、皆さんが政治の大切さ、一人一人のその議員としての大切さもそうですけれど、やはり、選ぶ側の人の大切さっていうのもあると思いますので、ぜひこれをチャンスとして捉えていただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で、質問は終わらせていただきます。

ごめんなさい、1つ、抜かっておりました。構いませんでしょうか。

最後に、この5日に、新佐川市制60周年記念式典が施行されました。式典で表彰されました方々はもちろんですが、その方々を支えてくださった方々にも、敬意とともにお喜びを申し上げます。また、町長さんを初め職員の皆さんの立ち居振る舞いにも感動いたしました。

その中で、3点ほど気づかしてもらったことがあります。

まず1つ目、ビデオ作成が大変感動いたしましたので、今後、学校や町民の皆さんに、事あるごとに見ていただきたいと思います。2つ目、今、佐川町は桜の名所として日本の百選に選ばれたころのことを想像しながら牧野公園の作業に携わらせてもらっていますが、桜の苗木を事あるごとに記念樹として配布されてはいかがでしょうか。表彰されました方々はもちろんですが、先着何名様とか、きっと皆様、大切に育ててくださると思います。3つ目、新佐川町長さんの町としてのスタートの名言「和を以てとうとし」という言葉、心に響くすばらしい言葉でしたので、行政と議会それぞれの立場で前向きな議論を重ねながら、佐川町の発展のため両輪となって、次の子供たちに夢と希望を与えていきたいと願いましたので、以上

で、質問と私の感想を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

ここで 15 分休憩します。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 40 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5 番、片岡勝一君の発言を許します。

5 番（片岡勝一君）

議席番号 5 番、通告順 5 番、片岡勝一です。議長の許可をいただきましたので、2 件について質問いたします。

まず 1 件目ですが、霧生関埋立地活用についての質問の要旨を朗読いたします。

先般、上段ヘリポートを本年中に整備できると聞いております。前々回の説明時には、自衛隊の大型ヘリも離着陸できるようにと聞いておりました。警察、消防、災害時避難、自伐材置き場とも聞きましたが、その後の進捗状況はどうかという質問でございますが、2015 年 9 月の定例議会で、上段ヘリポートが 28 年度に完成すると答弁がありました。

この問題は、町民も議会側も懸念されている案件であります。私がこの議会にかかわってから 26 回目の議会となりますが、私の議会質問を入れて、これで、この霧生関問題で 16 回目の質問となりますが、一人一人の質問と答弁は議会だよりで凝縮、掲載されておりますので、ここで発表する必要はありませんが、堀見町長も、前榎並谷町長から確実に受け継いでくれていることとと思っていたところでした。

2013 年 12 月議会で、一議員から一時中止するのも選択肢の 1 つではないかと質問がありまして、次の議会で結論を出すと答弁がありました。そして 2014 年 3 月には、白紙に戻すと簡単に言われました。

この問題は、平成 10 年 1998 年からで、18 年も前からの事業でありまして、大金をつぎ込み何にもできてない現実ではあるけれど、何とかしなければならぬと思っていた案件なので、一時中断せよとの意見は、余りにも計画が進まないの、たまらない思いで中止の意見だったと思われませんが、2014 年 6 月に、今度は町長がヘリポート設置に向けて挑むという、それはそれでよかったと思われま。これまでの苦勞を水の泡にさせたくないと思っているうちの 1 人です。ので、事情はともあれ、それでよいとは思ひます。

2015 年 9 月には、28 年度中に大型ヘリポート完成を目指すと言っております。用地が足りないとも聞きましたが、何としてでも難關をクリアして、この 1 件、そして次の計画も立てて、できることから現町長で仕上げてもらいたいと思ひますが、町長の考えはどうでしょうかと、答弁お願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。2014 年 3 月の定例会で白紙に戻すという答弁だったかと思ひますが、公園として整備ができないという状況がありましたので、公園としての計画は一度白紙に戻しますということで答弁させていただいたというふうに思っております。町としましては、辺地計画も立てて開発許可もとって進めてた事業でございますので、全く手つかずでそのまま残すという考えは当初からございませんでしたので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

その中で、全体の計画の中で、ヘリポートの予定がありました。この南海トラフ大地震のことを考えると、未曾有の大災害が起こるだろうと。須崎市、近隣の市町村のことを考えると、津波の被害がない佐川町は、やはり後方支援として、この広域の拠点として、広域の中継拠点としての機能も果たさなければいけないなあというふうに思っております。いざというときのために、自衛隊の大型のヘリコプターも降りられるヘリポートがあったほうがいいんじゃないかと。これは、消防団の皆さんや消防署、あと県とも話しをして、あ、それがあるといいよね、というお話の中で、まず大型のヘリポートをつくらうというふうに思ひ立ちました。

その中で、国のほうで指針が出まして、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画ということで、市町村ごとに配置をする、ということが要請されてます。これは、いざというとき

に、しっかりと自衛隊の駐屯地ができること、あと警察、消防の駐留ができるようにということで、国のほうから指針をされてる、目安という免責もございます。

この霧生関の公園につきましては、大型ヘリポートを整備して、あと開発を許可をとっておりましたので、その中で排水もしっかりと整備をすると。造成工事は終わらせるということを来年度中にしたいということで予算をとらせていただいております。今回の工事によります造成面積は2万1,600平米になります。自衛隊の大型ヘリも離着陸できるヘリポートのほか、緊急消防救助隊、警察災害派遣隊などの宿营地も可能だということで、想定をして造成工事を終わらせるということで予定をしております。

自伐型林業の木材というお話もありましたが、今は、以前そういう使い方もあるかも知れませんが、そういう使い方も含めていろいろ考えてみたいと思いますということで、お話をさせていただきましたが、現時点で、木材、材木を置くということは想定をしておりますので、お伝えをして私のほうからの答弁とさせていただきます。以上です。

5 番（片岡勝一君）

大体、前にもこのようなことは聞いております。しかし、一度白紙に戻すということで、これほどの何を聞いておらなかったもので、私のほうも気持ちはっきりしましたので、別にこれ以上は言うことはないとは思いますが、もう1つだけお聞きしたいと思います。

テニスコートとも言っておりましたが、そのテニスコートのことは、もうそのままになりますか。運動公園はできないということになれば、テニスコートはもうそれで終わりということですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。霧生関のあの場所でテニスコートを整備するということは現時点で不可能ですので、あの場所のテニスコートの建設ということは今はしないと。凍結ということになります。以上です。

5 番（片岡勝一君）

それでは、ちょっと走り走りやって、まだ自分の頭のほうがまともっておりませんけども、前におっしゃった大災害の後方支援とかいうこととか、大型ヘリポート、それと消防、警察の何とか、使用する基地とか、そういうことはもう間違いありませんね。やってく

れますね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。大型のヘリポートは整備をします。ドクターヘリも、日常使えるようなヘリポートとして整備をします。警察、消防の宿营地という使い方をするときは、南海トラフの大地震が起きた後の災害対応になりますので、通常は造成したまま、当面は置いたままの状態になります。以上です。

5 番（片岡勝一君）

わかりました。これから 1 つずつ今までの計画を引き継いで実行していただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、2 問目の質問にまいります。

異常気象の寒波について、1 月の 19 日から 20 日にかけての寒波によりまして、一般家庭、農家、交通にも大きな被害がありました。ほかにも水道の凍結などがあったはずですが、今までにそのような、30 センチも積雪があることは今までありませんでした。前日に、寒波襲来の予告を放送できたのかということ、私聞いておりませんでしたので、このような質問をしましたが、一応、防災の無線があったかどうかという質問でございます。お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。防災行政無線のほうを活用いたしまして、寒波が訪れるという可能性の放送をしております。また、12 月の広報にも水道の凍結に関するご注意を、ということで広報でも掲載させていただいたものでございます。

5 番（片岡勝一君）

その後というか、この質問の手前でちょっと聞いたことがありまして、そこで、その発言させていただきます。

隣の集落ですが、水道が凍結しまして、しかけたというわけですが、水が出にくかった。あやうく凍結するところだったと話しておりました。もしそのときに、火災が発生、消火栓などが凍結、また破裂、破損していたら、使用不能だったらどうなるかと不安に思い、私も大田川橋の北詰の取り付け部分を見ましたところ、橋の部分の曲がりの部分とか取り付け部分は、どうも被覆してないんじゃないかと思って、別のところの谷川を見に行きましたら、県道を渡っている町水道が全部裸でした。それで果たしてよかったのか、いいのか、もうこの次の寒波が来て、これが凍結しないのかどうか、そう

いう心配になりまして、そのことをひとつ質問いたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

御質問の地区は大田川地区であろうかと思います。この地区はもとと沈下橋に添架された配水管が通っておりました。これは、大雨のときには灌水する非常に危険になりますので、できておりました大田川橋に、平成 19 年度に、以前と同じ口径の 100 ミリの耐震管、これは約 270 メートル添架されております。御指摘のとおり露出をしております。このため、この間のような大寒波のときには、凍結の恐れが出てきます。ここは、先ほど言いました 100 ミリの耐震管、これは計画では、以前の計画では庄田のほうにつないでいてから循環させるという計画があったようですが、現実はそのようなことはできておりませんし、また一方では、大田川地区は水道利用戸数は 10 世帯です。管が大きい割には利用が少なく、なおかつここで行き止まりになっておるということがございます。

そのため、防災無線なんかでも放送しておりますように、凍結防止のためには水を流してくださいともししておりますが、いかんせんここは行き止まりになっておるということでございます。

そのため、これ対策としてどうしていくか、これは先ほど言いました配水管を庄田まで抜くのか、あるいは橋の上を、露出しておりますので、これを被覆していくのか、こういったどっちかを選択していかなければなりません、いかんせん多額の費用もかかるのも事実であります。

現在、策定しております経営計画の中で、この対策について検討もしていく必要もありますし、今はできることとしましては、先般もやりましたが、消火栓から放水する、ようなことをしていきながら凍結の防止をしていくとかいうことを努めていかなければならない、これが今できる対策であろうと思うております。

5 番（片岡勝一君）

わかりました。ちょっとこれもね私も前に聞いておったことですが、また同じ大田川地区のことでもございますが、橋の上を通っているがために夏場は反対に熱いと、湯であると。この対策などは、衛生的には全く関係ないとは思いますが、これ、そういうところ苦情はないわけですか。私は聞いておりましたので、こうして質問しておるところですが、こういう、何度かわかりません、熱いと言われました。ひとつお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

これも、先ほど言いました凍結の場合と同じように、大きな管で、利用戸数が10戸、どうしてもやっぱり、そこで循環がないわけですので、行き止まりになっておる。だから橋の上で、ちょうど西日が差してぬくめられてということになるろうかと思います。これについても消火栓から放水するとかいうことで臨機応変な対応をしなければならないというふうに思うております。

5番（片岡勝一君）

これで、衛生とかいうことに全く関係なかったら構ん、私もそれでえいと思いますが、それで循環をさせて水を冷却すれば済むということでよければ、私のこれで質問は終わります。衛生的にはよろしいですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

水道水の中へ何か菌が入るとか、そういったものではありませんので、衛生的には問題はないと認識しております。

5番（片岡勝一君）

わかりました。これで大丈夫だと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、5番、片岡勝一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、8日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会　　午後4時

